

平成 25 年 予算審査特別委員会録

1. 開催期日 平成 25 年 3 月 12 日（火） 午前 10 時 00 分から午後 2 時 26 分
2. 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
3. 出席委員 尾崎委員長、大迫副委員長
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、橋本委員、野村委員
武田委員、田辺委員、鈴木委員、立崎委員、中田委員、國枝委員
滝 委員、西田委員、佐藤委員、藤田委員、木村委員、川崎委員
4. 欠席委員 畠山委員
5. 委員外議員 なし
6. 市側出席者

総務部長	道塚美彦	保健福祉部長	木下信司
水道部長	深尾 壯	税務課長	榎本明嘉
高齢者支援課長	徳村政昭	国保医療課長	土山律子
業務課長	藤嶋亮典	水道施設課長	池野政敏
下水道課長	登尾義美	下水処理センター長	平川一省
教育部長	八町史郎	教育部次長	中西敏夫
教育総務課長	山崎克彦	学校教育課長	安田寿文
教育施策推進課長	小島 晶	青少年課長	池田憲孝
社会教育課長	浜田 薫	文化課長	新谷良文
学校給食センター長	櫻井洋史		
納税担当主査	川口芳幸	高齢者福祉担当主査	小林雅人
高齢者相談担当主査	野切 徑代	介護認定担当主査	佐々木和彦
介護給付担当主査	三上勤也	介護保険料担当主査	佐々木正範
国保給付担当主査	中畑泰人	国保賦課担当主査	佐藤直人
後期高齢者医療担当主査	渡辺広樹	庶務担当主査	遠藤 智
給水担当主査	藤本正志	料金担当主査	松岡 則行
工事担当主査	水谷輝義	管理担当主査	橋本義公
事務担当主査	門田州央	管理担当主査	小田嶋 修一

処理施設担当主査 須 貝 初 穂
施設担当主査 山 本 浩 幸

複合処理担当主査 横 尾 昌 幸
国保給付担当主任 松 下 慎 司

庶務担当主査 宮 下 照太郎
教職員担当主査 澤 井 大 輔
教育計画担当主査 田 中 秀 明
社会教育担当主査 丸 毛 直 樹
文化振興担当主査 林 奈津子
業務担当主査 住 田 信 一
文化財担当主任 畠 誠

施設担当主査 細 川 義 夫
学校教育担当主査 山 崎 博 夫
青少年担当主査 向 島 久 博
体育担当主査 稲 川 勝
文化財担当主査 吉 田 智 樹

7. 事 務 局 局 長 土 谷 繁
書 記 村 上 美 恵 子
書 記 永 澤 る み 子

議会担当主査 石 丸 訓 行
書 記 木 村 洋 一 郎

8. 傍 聴 者

9. 案 件 議案第 28 号 平成 25 年度北広島市一般会計予算
議案第 29 号 平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 30 号 平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算
議案第 31 号 平成 25 年度北広島市霊園事業特別会計予算
議案第 32 号 平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算
議案第 33 号 平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 34 号 平成 25 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

おはようございます。

開会前にお知らせいたします。

畠山委員から風邪のため、本日の委員会を欠席する旨、届け出がありました。

ただいまから、予算審査特別委員会を開きます。

延会前に引き続き、一般会計予算の歳出の質疑を行います。

それでは、教育費の質疑を行います。

ただし、教育費のうち幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業は除きます。

ちなみに申し上げますと、154 ページから 183 ページでございます。

質疑をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員

確認の意味で 1 点だけ。

過日、総合運動公園のことで進んでいってほしいということで一般質問をさせていただいたのですが、昨年、補助金等をいろいろと探されているということでしたが、私は例えば、ネット等でいろんな情報を見つけたとしたら、即座に道や林野庁なのかどの省庁になるのかわかりませんが、そういったところについて詳細をすぐに把握する必要があるのではないかとということで、この予算書の教育費の部分を見てきましたがわからなかったものですから、その辺がどのようなになっているのかをご説明いただきたいと思います。

尾崎委員長

浜田社会教育課長。

浜田社会教育課長

運動公園、運動広場整備事業の関係についての補助メニューの関係のご質問ですが、先日お答えを申し上げましたとおり、現在各省庁の補助メニューについていろいろ調査しておりまして、予算化は特にされておりませんが北海道ですとか関係機関について、いろいろな情報を現在収集しているという状況でございます。以上です。

尾崎委員長

鈴木委員。

鈴木委員

いろいろなところについて、やはり目と目を見ながらいろいろ話しをすとか、いろいろなことを聞くのは非常に大切なことだと思いますので、これからも最大の努力をよろしくお願ひしたいと思います。これは、要望に留めておきます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。田辺委員。

田辺委員

何点が質問させていただきます。予算書の 155 ページ、コミュニティスクールについてですが、今年度は西部地区で行うということで昨年度職員の方が、三鷹市に視察にいかれ

たという話も聞きました。今年度、西部地区でどのように事業を進めていかれるのかお伺いいたします。

次に 157 ページの特別支援教育支援員についてですが、これは以前から子ども達に必要な時間数が確保されているのかということをお伺いしていたのですが、人員も含めて今年度は時間の延長など必要な時間数が確保できるのかどうかお伺いいたします。

続いて 169 ページの学校支援地域本部事業ですが、これは今年度から学校支援ボランティアと授業補助員活用事業を合体した事業ということですが、それぞれの学校支援ボランティアと授業補助員の立場ですとか、報酬の違いとかがあるかと思うのですが、その辺がどのようになっているのかということをお伺いいたします。

続きまして、175 ページですが、図書館サービス提供事業については昨年度から、高齢者等図書宅配サービス事業というのが始まりましたが、この利用状況はどうかということとボランティアの確保はできたのかどうかと、25 年度はどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

続いて 162 ページと 168 ページですが、小学校保健費と中学校保健費ですが、これも以前から健康診断のことを質問していたのですが、その日欠席された児童・生徒、訳があって学校に登校できない不登校の児童・生徒の再受診のフォローはどのように進められてきたのかお伺いいたします。

それと 163 ページの理科教材等整備事業ですが、これは国の補助を半分受けて行っている事業だと思うのですが、いま流れとして理科離れがいわれている中で、指導要領が改定されて、実際に触れてみるとか実験に重点が置かれた授業になってきていると思うのです。計画的に実験器具ですとか、薬品類とかが整備されていると思うのですが、充足率はどのようになっているのかお伺いします。

それから、ページを探せなかったのですが、スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、教育相談員の方で作るソーシャルワーカーということですが、いじめとか体罰とかいろいろ子ども達をめぐる問題の中で、スクールソーシャルワーカーの方をどのように活用されていくのかということをお伺いします。

最後ですが、ページ数がわからなかった P P S についてなんですが、以前質問した時に学校ではもしかすると効果があるかもしれないということで、先進的にやっていたらしゃる他市の取り組みを研究しますというお答えだったのですが、どのようになったのかお伺いします。

尾崎委員長

安田学校教育課長。

安田学校教育課長

それでは私の方からコミュニティスクールと特別支援教育の支援員、それと小学校・中

学校の保健費の関係の部分でお答えしたいと思います。

まず、コミュニティスクールにつきましては、昨年 8 月に西部中学校校区で推進委員会を文部科学省の委託を受けて行っております。5 回の推進委員会を開催しております。来年度につきましては、今まで推進会議だったのを運営協議会として設置をしまして、本格的に動くという形を考えています。そのなかで部会をもちまして、3 部会に分ける構成で地域コーディネート部、学校支援部、学校評価部という形で 3 つのブロックに分けて、その中で委員を 25 名程度考えております。

次に、特別支援教育の支援員につきましては、人数につきましては今年度と同じ 10 名という形になっておりまして、ご指摘のとおり授業時間、すべての時間に入れられないということもありまして、来年度につきましては 1 人当たり 45 時間の時間増ということで予算を計上しております。

それと 3 点目の学校保健の児童・生徒の内科健診等の不在等、不登校につきましては、学校医の方にその人たちが後日、病院で受けられるような体制にしております。希望があればいつでも受けてもらうという形で各学校医には通知をしております。以上であります。

尾崎委員長

丸毛主査。

丸毛主査

学校支援地域本部に係る学校支援ボランティアと授業補助員の内容についてお答えをさせていただきます。学校支援地域本部の中に今年から統合させていただきましたが、基本的には学校支援にかかるボランティアの皆さんには必要に応じて交通費を実費で支給をさせていただきます。その中で、先生の補助として授業ができる有資格者の方、あるいは教員のOBの方等々につきましては、授業補助員活用制度を使いまして有償で行っていただいております。ご質問の中になりました、それにかかる経費につきましては、1 時間につき 920 円を支給させていただいている状況でございます。以上でございます。

尾崎委員長

向島主査。

向島主査

スクールソーシャルワーカーの活用に関してお答えいたします。北広島市ではスクールソーシャルワーカー活用事業、これにつきましては教育相談員をスクールソーシャルワーカーに任命しまして今年で 3 年目になります。主に問題を抱える児童・生徒、その多くは不登校の対策となりますが、年度当初、必ず各学校を訪問しましてスクールソーシャルワ

一カーの役割、位置付け等を学校に説明し、そのあと不登校児童・生徒がいる学校を定期的に訪問しまして、その不登校の子どもの状況を確認し、その対応をしております。主に、担任の先生、校長、教頭と不登校の解消に向けた対応策ですとか、関係機関によるケース会議等を開きまして不登校の改善に向けて取り組んでおります。今年につきましては、不登校児童の解消ということでスクールソーシャルワーカーが関わったケースとして 2 名が学校復帰を果たしています。以上です。

尾崎委員長

宮下主査。

宮下主査

理科教材の関係と P P S の関係、2 つについてご回答申し上げます。まず理科教材についてですが、新学習指導要領への対応や老朽化した教材の更新について、例年 300 万円程度の備品等を購入しております。毎年、市内の半分の学校に対して更新しており、おおむね 2 年に 1 回ずつ更新をしております。充足率についてのご質問でしたが、各校においてばらつきはありますが、大体 45% から 60% 程度の充足率というふうになっております。これにつきましては毎年の更新等もありますので、徐々に微増というか、だんだん充足されているということにはなっておりますが、10 年間やったからといって 100 パーセントになるということは、考えづらいと考えております。P P S についてですが、昨年の 1 定においてご回答をしております、おおむね 2%、97 万円程度の効果があるということでご回答申し上げているところであります。教育関係の施設等々も含めて、全般的なことで対応について考えていかなければならないということで、現在まだ対応を検討中ということであります。以上であります。

鈴木委員

新谷文化課長。

新谷文化課長

高齢者の図書宅配事業の状況と今年度の予定についてご説明をいたします。現在 4 名の方が、このサービスを受けておられます。うち 2 名はボランティアさんが宅配しております、2 名が直接宅配しております。今年 2 月までの半年間で 47 回宅配をしまして、214 冊の貸し出しとなっています。人数的には若干見込みよりは少なかったのですが、冊数的には十分効果があったものというふうに考えております。次年度はこれからですが、まだまだ需要はあると考えておりますので、今後高齢者の施設等にもサービスを紹介するなど利用の増加を図りながら、続けていきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

すみませんが終わりのほうからいきます。いまの高齢者の宅配事業についてですが、きっとまだ知らない方が多いのかなと思うのですが、私のやっている施設でも読書の好きな、本の好きな高齢者の方がいらっしゃるのですが、やはり図書館まで行って、図書の実物を見て選ぶのが一番楽しいのかと思うのですが、実際には体の調子等でなかなか図書館にいかれない方はどういう方法で本を選ぶのかと以前から私も疑問に思っていたのです。新谷課長がおっしゃっていたように、高齢者の施設でもPRしていただくと利用が進むのではないかと感じました。せっかく始まった事業ですので、多くの方が利用されるように広報等とあわせてボランティアさんをご自宅までいくということで、ボランティアさんも大変な仕事だと思うのですがそちらもあわせて増えていくといいのかと思いますので、頑張っていたきたいと思います。これは、要望です。

それから、スクールソーシャルワーカーですが、いま 1 名の方がやっていたらいいと思います。3 年目ということで、同じ方が続けてやっていたらいいのかな。今後、増員の必要性があるのかどうか。またその方の委任期間というのは、どういう立場で長くやることができるのかどうかその辺のことをお伺いいたします。

コミュニティスクールについてですが、これは今年度から本格的に協議会が始まって委員さんが 25 名ということでしたが、こちらの委員さんというのは無償ということになるのかその辺をお伺いします。

特別支援教育支援員については、45 時間、時間数が増えたということによろしいですね。それで、介助員の方達はどうなるのか、その点についてもあわせてお伺いします。

それから、理科教材整備事業についてですが、300 万円を半分ずつの学校でということになると、各校、1 校当たりというのはそれほどの金額ではないのだということが実際のところわかりましたが、なかなか理科の教材というのはすごく高いということを聞きましたので、45 パーセントから 60 パーセントの充足率で揃うということは、なかなか難しいということですね。それで、いろいろと消耗する薬品等も順次、購入していると思うのですが、その辺の薬品の管理等は劇薬といわれる物もあるかと思うので、その辺はなかなか難しいと思うのですが、管理はどのようになっているのかお伺いします。

尾崎委員長

宮下主査。

宮下主査

薬品の管理についてのご質問であります。現在、理科準備室の中に薬品庫がありまし

て、そこで薬品については管理をしているところではありますが、まず理科室に鍵がかかり
ますし、準備室にも鍵をかけて、さらに保管庫にも鍵がかかるというような状況で管理を
しております。医薬品の管理については、買ったものと使用したものについて台帳で管理
をして、間違いのないように管理しております。以上です。

尾崎委員長

向島主査。

向島主査

ソーシャルワーカーの関係についてお答えいたします。現在、スクールソーシャルワ
ーカー事業は開始いたしまして 3 年目になります。スクールソーシャルワーカーとしては、
現在 2 人目ということになります。教育相談員の方をスクールソーシャルワーカーという
ことで任命しています。途中で 1 名の方が退職したということで、2 人目ということになっ
ています。それとこの事業は道からの委託事業ということで、1 年間の継続ということで毎
年、毎年、年度当初に計画書を上げまして、道から委託を受けている事業で、できれば今
後も継続的に道から委託を受けてこの事業を活用して不登校等の解消を図っていきたく
と思っています。以上です。

尾崎委員長

澤井主査。

澤井主査

コミュニティ運営委員の報酬の金額と介助員の時間の増につきまして、ご回答させてい
ただきます。コミュニティ運営委員の方につきましては、1 回当たり 2000 円の報酬を考
えております。また介助員の年間の勤務時間につきましても支援員と同様に、45 時間の増と
いうふうに考えております。以上です。

尾崎委員長

滝委員。

滝委員

予算書 171 ページ、エコミュージアム拠点施設整備事業についてお伺いいたします。こ
の事業の 927 万円のうち備品購入代が 892 万円となっておりますが、この具体的な内容につ
いてお伺いします。また関連しまして、同じページのエコミュージアム普及推進事業 66 万
6000 円についてですが、これは昨年と同額の予算と思われませんが、この事業の中で活動さ
れていきますまちを好きになる市民大学OBなどの市民ボランティアの方々は、このエコミ

ミュージアムコアセンターではどのような活動をされるのでしょうか。お伺いいたします。

尾崎委員長

吉田主査。

吉田主査

エコミュージアムの拠点施設に関するご質問にお答えさせていただきます。議員からご質問がありましたとおりエコミュージアムの拠点施設に関しましては、約 3 分の 2 が備品となっております。備品に関しましては、展示台、展示ケース、それから LED スポットライト、そういったものとそれから椅子、机などの事務用品ということになっています。それと、OB会の活動の関係ですが、現在のOB会の活動は普及事業のいろんな事業展開、例えばバスツアーですとか、それから体験事業、そういったことを通してOB会のみなさん方と連携を図りながら事業を進めさせていただいております。またこの拠点施設ができるころにはOB会の皆さんのまちを好きになる市民大学の卒業生が 50 名程度になるのではないかと見込んでおります。そういった方々がこの拠点施設を利用しながら、さらに連携を強化する中で、お力を借りながら運営してまいりたいとそうように考えております。以上です。

尾崎委員長

滝委員。

滝委員

この 892 万円の中の 3 分の 2 は、展示をするための備品代ということでしたが、エコミュージアムコアセンターは学校跡施設の顔となる施設というように聞いていますが、展示されるものはどういったものが展示されるのか、すごいインパクトがあって、珍しいものでみんなが見たくなるようなものが展示されるのか全くイメージができませんが、そういった内容がわかれば教えていただきたいのと、市民大学のOBの方とかボランティアの方の活動についてですが、来年、26 年 4 月からオープンするのですよね。前の質問でも私は一度したのですが、例えばオープン記念事業みたいな感じで地域の市民の人たちを巻き込んだり、子どもたちを巻き込んで、何か創作物を作ってオープンにあたって展示するだとかそういった準備をして、地域の人を巻き込んでつくり上げていかないと、閑散とした寂しい施設になってしまうのではないかという不安があるのですが、25 年度の予算の中ではたしてそれができるのかなという心配をしていますが、その点について準備は十分できるのかお伺いします。

尾崎委員長

吉田主査。

吉田主査

拠点施設の展示品のご質問についてですが、現在東記念館等に収蔵しております展示品、そういったものを十分活用しながらというようには考えております。また、既存の展示はもちろんですが、企画展というような形で市内外からお借りするような展示品も含めて、本当に市民の皆さん方に郷土の歴史、それからいろんなものを見て、聞いてもらえるようなそんな事業内容を考えてまいりたいと思っております。それから市民参画を得た、記念事業等に関しましてですが、先ほど申しましたとおり、OB会の皆さん方等の連携強化、これはもちろんでございますが、25年度中にOB会の皆さん方とさらなる連携をする中で、事業の構築をしていく、そしてオープンに向けて26年度予算の中にそういったものを反映させながら記念事業なども考えてまいりたいというようにおもっております。以上です。

尾崎委員長

滝委員。

滝委員

25年度はいまある予算の中でやっていくということですか。市民大学の皆さんとか、市民ボランティアの皆さんはすごくいろんなバスツアーですとかで活動されてご活躍されていると思いますので、ぜひ、バックアップをお願いしたいのと、やはり25年度は無理でも26年度に関しましてはこういった市民の方が一緒に参加して共同である施設を運営するとか、市民活動を活発化するような、そういった取り組みが必要だと思いますので、26年度についても運営費とか事業費はしっかりと予算化をしていただくことを要望して終わります。

尾崎委員長

野村委員。

野村委員

私も滝議員がいわれたエコミュージアム拠点施設等整備事業の924万7000円とあとエコミュージアム普及推進事業の66万6000円ですが、このことについて質問したいと思います。結論からいいますと、なぜ質問するかというと昨日、商業労働課長の答弁が私にしてみたら意外だなというか、認識がおかしいのではないかというように感じたのです。それは何かというと、北広島農学校とかシティセールス、そういった中にエコミュージアムが含まれるというような発言したのをここにいるみんなは聞いていたと思うのですが、私もびっくりしました。実はエコミュージアム構想というのは、平成17年の上野市長のマニフ

エストの中に入っていて目玉事業なわけですね。そして、その前の本禄市長の時も北広島市が札幌の隣にあって、こういうふうには自然があつて週末になったらいろんな人が来て、賑わいを出すというようなことをどのようにしたらできるのかということをやっていた中で、ある大学の教授がエコミュージアムというものは、フランスのまち全体が博物館という意味のもので、北広島は緑があつて、中山久蔵のところの駅通所があつたり、クラークのいわれのところがあるとか、そういうものをうまく使っていけば、新しいまちづくりとしてエコミュージアムが合うのではないかということになって、その後、当時の会派で新生クラブだつたと思うのですが、山形県の朝日町というところに、日本ではそこがエコミュージアムをやっている代表のところだつたので 10 人の会派で見にいきました。そしてその当時からいるのは中川議長と私と橋本議員ですが、これはいいということで提案して、本禄市長から引き継いだ上野市長がメインとしてエコミュージアム構想を入れたわけですね。結論からいうと、これは今回私も待ち続けた事業で、広葉町のところに拠点施設をつくるということでこれから始まるということで、すごく待ち遠しかつたのです。それは所詮拠点施設であつて、これから何をやるかということとサテライトということで、札幌から週末におそらく 10 万人とか 20 万とかできれば 50 万人ぐらいの人が、どんどん北広島市に遊びに来てもらつて、家族なりと歩いてもらい、まち中をいろいろ見てもらい商店街にお金を落としてもらつてとそういうふうなことを整理しなければならない。具体的にいうとただ古い建物だけじゃなくて、例えば道新の印刷場とかこういうようなものも、これから指定してサテライトに入れる。あるいは、松原太郎さんのことに対しては余り北広島市では取り組んでいませんが、唯一の名誉町民ですよ。その方が、北海道の雪印の時に北広島の島松沢で初めてバターを作つた。これもすごい遺産なんですよ。そのこのところの部分も北広島にはあるよということをやサテライトとして、いまは建物はないですが、島松沢のところ看板等を付けてとか、そのバターを作るときに冷やして使つた水というのは長谷川さんのところの湧き水で、年中低い温度ですごくおいしいのでわざわざ登別の議長さんが、札幌近辺に来たときは汲みに来るというぐらい他のところでは有名なのです。北広島でこういう遺産なり、見るところがたくさんあるので、初めは 1 万か 2 万かもしれないけれども、快速で 15 分できて、駅におりてバスでいろいろなところを回つて、それでお金を落としてもらつたり、見てもらつたり、そういうふうなことをまさしくこれからやらなくてはいけないことですが、そのために景観のいい看板を整備するとか、マップも作るだとかこれからですよ。上野さんは 21 年度のマニフェストの中に、シティセールスだとかあるいは北広島農学校だとか、途中から突然出てきて昨日聞いたときにびっくりしました。エコミュージアムそのものがシティセールスであり、まさしく観光であり、そして中山久蔵のところのボーイズビーアンビシャスもそのイメージで、北広島農学校といつているのだと思うのですが、あれも全部含めてもっともっとお金をかけなければいけないのです。これはこれからが始まりなんですよ。それをこういうふうに予算の中で、この公の場で逆のような発想のことを答弁したことに対して、僕は非常に認識が違うなというふうに思った

ものですから、このまま進んでしまうとエコミュージアム自体が拠点施設を作ったら終わりというようになったら困るので今回いったのですが、その点についてこれからサテライトを作るというようなことでいま文化課でやっていますよね。これは文化課でできるような事業ではなくて、まちを挙げて取り組む事業だから、予算を持っている市長部局のところでやるべきじゃないかなと思うのですが、その点の見解をお聞きかせ願いたいということです。

尾崎委員長

新谷文化課長。

新谷文化課長

今後のエコミュージアムの展開について文化課からお答えをします。この施設に関しましては、今回 25 年度の予算に関しては備品費と開設用の消耗品ということで、今後拠点施設の整備にかかりまして、運営も含めてそちらのほうは平成 26 年度の予算の中でやっていくという考えをしております。野村委員がおっしゃるとおり、やっと拠点施設が見えるようになりましてまさにこれからだというふうに私たちは認識をしております。平成 17 年に立てましたエコミュージアム構想、それに基づいてあくまでも私たちは進めていくというふうに考えております。その中には当然、コア施設もそうですしサテライトの整備も含まれますので、そういうものも含めて市の関係部局と連携をしてやっていきたいというふうに考えています。教育委員会だけでエコミュージアム全体は推進できるものではないという認識は当然しておりますので、今後どのような連携が必要なのかも含めて考えていきたいふうに思います。以上です。

尾崎委員長

野村委員。

野村委員

まさしくそういうようなことだと思うのですね。お金もかかることですしこれからが始まりだと。それでこれらいろいろな魅力があるもので、サテライトを作って内外にアピールしていく。極端にいうと大阪から札幌に行く前に北広島に寄ってもらうことが目的だからね。だからちっちゃい事業ではないので、少なくとも商工労働課の課長や主査がこの構想は自分たちの中の一部のものだというふうな発言をしましたよね。昨日ね。ただ、それに対しては違うという認識を僕は持っていたきたいし、また持つべきだと思います。今後そういった考え方で、議員としてっていきますが、そこら辺を庁内の中で自信を持ってやっていただきたいというふうに思います。もし意見があれば。

尾崎委員長

ほかにごいませんか。板垣委員。

板垣委員

3 点についてお伺いをいたします。最初は 177 ページの不登校の教育相談体制についてお伺いいたしますが、適応指導教室「みらい塾」の指導員の待遇につきましては、来年度少し変えていただくというように聞いているのですが、もしそういうことになれば大変ありがたいことですがその辺についてお伺いをいたします。

それから、この不登校対策につきましては、訪問指導アドバイザー、臨床心理士の訪問指導アドバイザーの相談時間が、平成 24 年度から年 105 時間になったということですが、このアドバイザーの方々はどういう実績を踏まれたのかお伺いします。

それから 157 ページの特別支援教育についてですが、新年度、4 月以降の状況はいまのところはどうなるのか。支援学級で増えるところ、減るところがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

それから 173 ページの芸術文化ホールの運営委員会連携事業についてお伺いをいたしますが、交付金のこの予算額見ますと、おおむね平準化をされているかなとは思いますが、2012 年度に対して 2013 年度若干減っているというのは、どういうことからなのかお伺いをいたします。

尾崎委員長

向島主査。

向島主査

適応指導教室「みらい塾」の関係と臨床心理士の関係についてお答えします。適応指導教室「みらい塾」につきましては、指導員 2 名、それと教育相談員も在籍して 3 名体制で不登校児童・生徒への学習支援、社会生活支援を行っています。今年度 25 年度から、指導員の報酬ですが、若干ですが、改定になりまして待遇が改正されております。それから臨床心理士の関係ですが、平成 24 年度から時間数を拡大して対応しております。その拡大した部分につきましては、主にこれまで来所相談しか行っていなかったのですが、家庭に訪問するとか、学校に訪問するとか、そういった時間を拡大した部分については、訪問相談という形で対応しております。以上です。

尾崎委員長

林主査。

林主査

芸術文化ホール連携事業の関係でお話しさせていただきます。24 年度に比べまして 25 年度の予算が減額になっているところの部分ですが、交付金の関係になりまして運営委員会の主催事業を担っております芸術文化ホール運営委員会に、交付金を補助しておりますが、そちらもその事業の事業数であったり、見込まれる金額であったりというものを精査して予算をあげていますので、毎年、少しずつ額は変わってきております。25 年度については、事業数の本数そのものは変わっていないのですが、そこまでは必要がないということで、金額は少し下がっているということになっております。以上です。

尾崎委員長

澤井主査。

澤井主査

平成 25 年度の特別支援学級の状況でございますが、小学校につきまして 3 学級の減になっております。中学校につきましては、1 学級の減になっております。これは、対象児童数の減少というところでございますが、東部中学校においては肢体不自由学級が増えるなど、各学校の状況に応じて変わっているような状況であります。北の台小学校につきましては、通級指導教室、これは発達障がいの通級指導教室でございますが、いま 1 学級体制でございますが、平成 25 年度からは 2 学級体制ということで考えております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

ありがとうございます。不登校対策ですが、訪問指導アドバイザーの方々が家庭訪問をされるということですが、年 105 時間ということですよ。週 2 時間ぐらいですか平均すると、これで家庭訪問も含めた十分な対応ができるのでしょうか。ちょっと首をかしげたくなるのですがお答えください。

それから、特別支援教育についてですが、先ほど田辺委員の質問の答弁にもありましたが、各小学校に支援員の方々、介助員の方々が配置されていますよね。45 時間、時間増ということですが、これは、週当たり直しますと 1 時間程度ですよ。これで果たして本当にいいのでしょうか。12 月の議会で私もこの点についても質問させていただきましたが、充足率と申しますか、要望に対してどのような状況かということに対してのお答えでは、実数 1 日 7 時間を大体子どもが居る時間とした中で大体 5 時間ぐらいしか配置できておりませんので充足率からいけば、7 割程度になるというご答弁でしたよね。年間 45 時間、週 1 時間増やしてもほとんど効果はないということでもないんでしょうが、増やした部類に属

さないのではないですか。学校の 7 時間配置してほしいという要望に対して、どうお答えになるのかお伺いをいたします。それから、どのように対応するのかお伺いいたします。それから北の台小学校で通級指導教室を 2 学級ということで、教員も 1 名から 2 名に増えるところということでよろしいのでしょうか。

芸術文化ホールの連携事業についてですが、これ過去の延べ人員、連携事業の人員の推移を見てみますと、2008 年は 10 周年記念という特別な時期だったのかもしれませんが、1 万 1000 人ぐらいの延べ人員だったのが、2011 年は 7300 人とかに減ってきているのです。いろいろな催しに参加される市民の方々がこのように減ってきているということで、この辺の今後の対応はどうするのか。実は私も音楽協会に入っていますが、音楽協会などでも問題になっています。多くの方々に参加してもらうようにするのにどういう施策を考えているのか、今後のこの事業推進対策についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

尾崎委員長

向島主査。

向島主査

臨床心理士の対応状況についてお答えします。平成 24 年度から臨床心理士の時間を拡大して対応したということで先ほどご答弁しましたが、それについては月に 1 回もしくは 2 回程度、必要に応じて家庭訪問に充てているのがいまの状況です。その家庭訪問状況ですとか、不登校児童・生徒の必要に応じたニーズに対応するためには今年の利用状況ですとか、学校の要望、保護者の要望ですとか、これからの状況を聞くなどして、これからまた時間を拡大するのか、それとも対応状況はいまのままでいいのか、状況を検証していかなければならないと思えますのでそういった形で、今後に向けて考えていきたいと思えます。以上です。

尾崎委員長

澤井主査。

澤井主査

特別支援教育支援員と介助員の年間の勤務日数についてでございますが、45 時間増ということで、年間 980 時間ということになっております。980 時間につきましては、学習指導要領で示されております年間の最低の授業日数を必ず確保しなければいけない授業時数を担保したものでございます。確かに委員がおっしゃるとおり、子どもというのは登校してから下校するまで 7 時間半学校にいるということになっておりますので、今後も市教委としても課題として持っていきたいというふうに思っております。通級指導教室についてで

ございますが、2 学級ということで教員も 1 名増となり 2 名体制という形になっております。以上でございます。

尾崎委員長

林主査。

林主査

すみませんが、ホールの連携事業の関係で先ほどのお話にちょっと補足させてください。24 年度に比べて 25 年度の交付額が多くなっているところですが、実際に交付額も少々 24 年度のほうが多かったのですが、もうひとつ大幅に多くなった理由としましては、1 事業追加して事業を行うことになりました。それに対して自治総合センターというところから補助金を 120 万円いただくことができました、それが 6 月の補正予算の時にとおりまして、その分がプラスされて金額は 24 年度のほうがかなり高額になっているように見える部分になります。

尾崎委員長

新谷文化課長。

新谷文化課長

芸術文化ホールの事業推進関係に関してのご質問に関してお答えをいたします。前年度、そんなに大きく交付金等は落ちていませんが、いろんな課題があります。全体的にやっぱり高齢化してきているというのもありまして、なかなかホールに足を運ぶ方が見えなくなってきているというのがあります。やはり運営委員会の事業そのものも、招へい事業をやってどんどん客を入れて、入場券を売っていくというやり方では、今後は数字が伸びていかないと考えております。運営委員会の事業がどういうふうに地域に根付いていくかというところが一番大事です。特に統計上見ますと、大曲、輪厚、西の里、ホールから離れた部分の集客がなかなかできていないので、これに関してはいま地区との連携を強めまして、バスを使ったり、こちらから出かけて行ってデリバリーを強化していくとか、そういうやり方をして、地区との結びつきを強くしていこうと考えています。それともうひとつは、学校教育の課程でやはりぜひ 1 回ホールに足を運んでいただくという機会も作っていきたいということで、今年度から学校連携事業もある程度増やしていく形で考えています。そうやって地域の方にホールの事業等をもっとよく知っていただいて、1 度体験をしていただくような形をつくってどんどんこれから地元の中で、集客数を増やしていくというような事業のやり方にシフトを変えていこうかと考えています。そういうことによって、今後集客の方も増やしていきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

八町教育部長。

八町教育部長

訪問指導アドバイザーの部分を補足させていただきますが、105 時間というのはそれまで月 5 日程度、そういう時間があったのに対して 24 年度で 105 時間を拡大したという拡大時間ですので補足させていただきます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

芸術文化ホールの今後に向けた推進対策、ぜひ実を結ぶようによろしくお願ひしたいと
思います。特別支援教育の支援員、介助員についてですが、最低基準を満たしているから
いいのだというふうには教育委員会の方は考えていらっしゃると思いますが、本当に
保護者の方あるいは、学校の要望により少しでも、近づくようになお一層の努力をお願ひ
したいと思います。以上で終わります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。佐藤委員。

佐藤委員

附属資料 24 ページです。予算書 173 ページ、国際交流事業についてお伺いしたいと思
います。昨年度は 42 万円で、今年度は 149 万円ですから 100 万円以上増えているわけですが、
この間の国際交流事業の 5, 6 年の内容を見ますと行政側としては、何かしら、遠からず近
からずということを進めてきたような感じをしております。毎年 1 回行われます総合体育
館での元気フェスティバルで国際交流協議会がブースを作って、交流の内容とか、そうい
う内容のパネルを私は拝見して会長とよく話しをしているのですが、たしか去年が 20 周年
だったと思います。従って今年は 21 年目になるわけですが、20 周年の記念事業も行われな
かった。そして、今日まで市長や教育長も 1 回もカナダのサツカツーン市にいない
状況であります。今年度 100 万円増えたということはどんな内容の事業か期待していい
のか説明いただきたいと同時に、当初、この交流が始まる時点でサツカツーン市と本市と
協定とか、取り決めるとかそういうものが文書で交わされていたのかどうかその点に
ついて、もしわかっていれば説明をお願いしたいと思います。

尾崎委員長

丸毛主査。

丸毛主査

国際交流事業につきましてお答えをさせていただきます。ご承知のとおり国際交流協議会の皆さんに行政として支援をさせていただくということで内容を進めさせていただいております。国際交流協議会の事業の内容といたしまして、いま国際交流協議会の皆さんと協議している内容につきましては、25 年度につきましては高校生をカナダサスカトゥーン市に派遣する内容、そのほか国際理解に関するシンポジウム等を予定しておられると聞いております。その内容について私どもは、支援をさせていただくということでございます。また支援事業の関係でございますが、国際交流協議会の皆さんと十分協議をする中で、今後の方向性について協議をさせていただこうと思っております。取り決めの関係ですが、いま確認する資料がございませんが、私の記憶の中、引き継ぎの中では文書での具体的な取り決め等はなかったのかなというように記憶しておりますが、ただ、向こうのほうのコーディネートをしていただいています現地の日本人の方とかには、積極的に私たちは情報提供いただいていますし、また受け入れていただいている皆さんに対しての対応も的確にしている状況の中で、国際交流協議会とカナダサスカトゥーン市の交流が進められているというように国際交流協議会の皆さんからの情報は得ておりますので、その内容で隔年で派遣、受け入れという形で進めさせていただいているのが現状であります。以上でございます。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

ご答弁ありがとうございます。取り決めとかそういうものについては、大変古い話ですがからいいといたしましてもやっぱり記念事業、20 周年の事業がなかったということで、だいぶ会長さんもしょぼんとしておりますので、できれば 25 年に向けて、そういう一大的なイベントとして、今年の選挙でどうなるかわかりませんが、当選の暁には市長が 25 周年に向けて、サツカトゥーン市に向かって代表団をつくって派遣するような形での取り組みも 1 つ要望しておきたいと思っております。あと 4 年ありますので、予算の関係も含めてやっぱり積み上げていくことも大切だと思いますので、その辺を要望して終わります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは、何点かお聞きをします。最初に 157 ページ、学校 I C T 環境整備事業。先日、吉田教育長も本市の I C T 環境は管内でもトップクラスだということをちょっとお話することがあったのですが、それだけ長年かけていろいろな整備、インフラの整備だとか機器の整備等をしてきて現在に至っているのだらうと思います。それでこの教員の皆さんの I C T 活用状況はどうなっているか。それが具体的に教育効果として、どのように反映されていると担当課としては認識しているのか。まずそれをお聞きしたいと思います。

それともう 1 つは毎年聞いていますが、教員の方でも I C T の教材を使うのが得意な方とそうでもない方がいらっしゃるだらうと思います。その点に対して教育委員会としての教員に対しての支援策なり対応策はどのようにし、また、この I C T の教材をどの程度まで授業に活用してもらいたいと思って取り組んでいるのか。まず認識をお聞きしたいと思います。

それから 2 点目、173 ページ芸術文化ホール管理業務。これは直接芸術文化ホールに関する話ではなく、間接的なことでお聞きをします。芸術文化ホール図書館を利用する場合に、専用駐車場に入れますと帰りに窓口で検印を受けると無料で駐車場を利用できるのですが、東口駐車場は 2 時間まで無料と、それを超えると料金がかかります。恐らく各議員さんも実感していると思うのですが、大ホールが満員になるような行事に出ますと、2 時間で終わらないというケースもあります。そういった、また公演そのものが長かったりとかということもあって、2 時間で納まらないというケースもあるわけですが、そういうことからいくと東口に止めた方が有料でそうでない方は無料という、こういう状況があるわけですが、ただ 2 時間を無料にする、しないは有料駐車場を管理している土木事務所の所管になるので、教育委員会、芸術文化ホールそのものに直接関係はないのですが、24 年度の実施事業でも結構ですが、実際公演、また、上映する平均時間の実態はどうなっているのかわかる範囲で説明していただきたいと思います。

3 点目、177 ページ青少年安全対策事業。これは安全安心メールで不審者等々の情報があれば、登録してる皆さんには携帯にメールが届きます。実態としまして、24 年度は何回発信をしたのか。それから、不審者といわれる人たちがその後、警察等によって摘発されたのかどうか。その実態はどうなっているのかお聞きをします。それともう 1 点は、この情報は基本的には登下校の通学児の不審者をおそらくターゲットにしていると思いますが、そのときのこの情報は、地元の防犯協会、また実際防犯全体を担当する市民課との連携が、その都度はどのように連携がとれているのか、その辺の実態をお聞きしたいと思います。

尾崎委員長

宮下主査。

宮下主査

学校 I C T の関係でお答えをいたします。まず、学校 I C T の活用状況と効果ということではありますが、学校 I C T については校務用のコンピュータ、コンピュータ教室などの教育用コンピュータ、それから教室のプロジェクター等の教室環境の 3 本立てで整備をしてきております。教室でのプロジェクターの活用状況については、活用時間が上がっているということで報告を受けております。より一層プロジェクターを使っていろいろ提示をしたり、よりわかりやすい教材を生徒、児童に提示するような活動がされているということで認識をしております。得意、不得意のある教員に対しての対応策ではありますが、北広島市教育研究会などとも連携をしまして、夏に研修会を開催をしております。その中ではデジタル教科書の研修であったりとか授業支援のためのソフト、資料提示装置などについても研修を行い、より活用が図られるような研修会を行っております。また、つい先ほど教員を対象にしたセキュリティ研修も開催をしているところであります。教育委員会として、どこまで活用してほしいかということではありますが、さまざまな教育用コンテンツや今ある教育用のコンピュータですとか校務用コンピュータを活用できる機器がたくさん入っておりますので、より一層使っていきながら子ども達により有効な魅力ある授業を展開してほしいと考えております。今年度、中学校で導入しました教育用コンピュータでは、コンピュータ教室ばかりではなく教室でも使えるようなシステムを構築しましたので、より活用できるように期待をしております。以上です。

尾崎委員長

向島主査。

向島主査

不審者情報の関係についてお答えします。不審者情報メールにつきましてはこれまでの S C 通信という F A X での不審者情報にプラスし、迅速に情報提供をしたいということでメール配信を始めた事業です。今年につきましては、これまで 12 件の S C 通信、メール配信をいたしております。主に今年につきましては、多く見られるのが電話連絡網の聞き出しです。小学生の自宅に電話をして保護者がいるかいないか確認して、いなければ子供を巧みに誘導して電話番号を聞き出すというのが多くなっております。それとまた露出ですとか、そういった不審者も出没していますが、そういった関係につきましては、その情報を必ず警察にも届けてくださいと。また、不審者情報につきましても警察にも F A X 通信してありまして、それについては的確な情報の提供に努めている形になっております。ただし例えば、露出ですとか、不審者が検挙されたということについては残念ながら情報はありません。それから防犯協会ですとか市民課との連携ですが、健連協の総会に防犯協会の方も入っている関係で、毎年、総会等のときには情報メールについて登録のお願いと、F A X でも通信していますが、迅速な情報提供に努めたいという関係で毎年、そういった

関係で学校関係者を含めまして年度当初に登録について協力を仰いでいる次第です。以上です。

尾崎委員長

林主査。

林主査

ホールの駐車場に関連しまして、ホールの主催事業の公演の平均時間というお話ですが、そちらについて私からお話させていただきます。24 年度の実績でお話しさせていただきたいと思いますが、24 年度でホールのコンサート、演劇、映画上映を含めて、主催事業が 18 本ありました。その 18 本で、純粋な公演時間の平均は、大体 1 時間 45 分から 50 分になります。ただ、開場の時間もありますので、そういう時間を足しますと 2 時間をやはり超えてしまうもの多く、18 本の事業のうち開場時間から終演時間までを考えると、2 時間を越えるもので 15 本ありました。ですので、平均的に見てもやはり 2 時間は超えてしまうのかなという感はあります。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

まず ICT のほうから、整備はもう十分行き渡っていると思いますが、運用でいかに効果を上げていくかということかと思えます。あと教員の方からこういうソフトがほしいという要望があった場合、何十万もするソフトもざらにあると聞いておりますが、そういった具体的に要望があった場合に教育委員会としては、次年度の予算要求でどの程度まで反映させることができるのかどうかその件まずお聞きします。

それから、今年から中学校でも教室でやりますよということですが、全中学校の全教室でやるのかどうか、その辺は実態としてそういう環境整備になるのかと、それから中学校の先生方が特定の教室でやるというふうに考えているのかをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、安全安心メールに関してはわかりました。このメールでなかなか犯人を検挙するのは難しいと思いますが、とにかく一つの抑止力になれば、素早い対応になればいいのかなと思います。防犯協会、市民課、警察等との連携がスムーズにいくようにしっかり取り組んでいただきたいなと思います。これは要望にしておきます。

それから芸術文化ホールは、課長のご意見を聞きたいんですが、大体平均時間の 1 時間 45 分ということで、当市の芸術文化ホールは大変稼働率が高い、それから満員近くなる公演も多い、そういうことからいきますと当然 600 名入る文化ホールが満員になるとすると

図書館と芸文の駐車場等では足りない、そうすると東口に行くか、もしくは西口の臨時駐車場に行くかということからいきますと、やはり天気の悪い日とかは西口の臨時駐車場に止めて歩くというのはなかなか簡単な話でないかと、やっぱり東口に入れざるを得ないということからいきますと実態として、こういう意味での無料時間を土木事務所と検討すべき時期に入っているのではないかなと思うのです。それと芸文を利用する方からこの駐車時間に関しての具体的な提案や要望というのは、芸術文化ホールとして聞いているのかどうかお聞きします。

尾崎委員長

宮下主査。

宮下主査

ソフトの購入と中学校の全教室で使うのかということについてご回答いたします。ソフトにつきましては需用費で対応していくということで考えておりますが、高額なものについては、おおむね 5 年程度でコンピュータ教室の更新が行われておりますので、その中で対応していきたいと考えております。それから中学校の全教室で使えるかという関係ですが、先ほど説明が不足していたのですが、中学校のコンピュータ教室につきましては、ノート型のコンピュータを入れまして一部無線 LAN を各校に設置をしました。その中で教室では最大約 10 台程度の機器をコンピュータ教室から持ち出して使うことが可能であり、使いたいときに先生が使えるというような状況になっております。全生徒に与えて使うというような状況をご想像していたのであれば若干、イメージが違いますが、グループ学習といった活動で使うことは可能となっておりますので、例えば修学旅行の調べ学習の場面でより一層活用されるのではないかと考えております。以上です。

尾崎委員長

新谷文化課長。

新谷文化課長

ホールの利用時間等についてお答えをいたします。実際に 18 本中 15 本が 2 時間を超えらるという状況にはなると思います。それで大方、この比率は貸し館の状態でも多分そうだろうというように想定はしています。実際問題、2 時間を超えますと 150 円かかりますので、その分をお支払いいただくということですが、年に数件 3 時間までにならないのかというご要望は、今年は私の知る限りでは 2 件か 3 件ぐらいありました。これに関してはホールの事情だけで決めるものではありませんので、私たちがどうこういえる部分はないというふうに考えております。ただ実際には、目的以外に利用されている場合も全くないとはいえず、私たちも実際にそういう場面に遭遇していますので、その辺も含めて考えていた

くしかないと思います。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

有料駐車場指定管理者の更新のときに、土木事務所も検討すると前に質問したときに答弁していただきましたので、その件はまだ時間がありますので内部で十分協議をしていただいて市民サービスに繋がるような検討していただきたい。これを要望して終わります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。それでは教育費の質疑を終わります。以上で一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 13 分

再 開 11 時 18 分

尾崎委員長

休憩を解き再開いたします。

次に国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。ちなみに申し上げますと、特別会計予算書の 1 ページから 34 ページでございます。質疑をお受けいたします。木村委員。

木村委員

それでは、31 ページの特定健康診査特定保健指導事業についてと保健衛生推進支援事業についてお伺いいたします。両方とも拡大にはなっているのですが、附属資料を見ますと、今年度から 30 歳代健診や 2 次健診を実施するということではありますが、30 歳代健診の検診内容と 2 次検診についてもお伺いします。予算案の概要の中に、今回、特定健康診査の自己負担で一部軽減と受診年齢を拡大し受診率の向上を図るとありますが、この一部軽減ということはどのくらい自己負担が軽減になるのかをお伺いしたいと思います。

もうひとつは、保健衛生推進支援事業についてですが、この拡大部分は地域健康づくり事業に新規に取り組む東部地区生涯学習振興会の支援を追加するということですが、東部地区が新たにということですが、これまでいくつの地域でどのような内容で行われているのかをお伺いします。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

私のほうからご説明させていただきます。まず、30 歳代健診につきましてどのような内容かということですが、内容につきましては、40 歳から 74 歳までの特定健診と同一内容でございます。それと、2 次健診の拡大につきましては、糖尿病とかの重症化に移行しそうな方についてピックアップしまして、75 グラム糖負荷検査、これにつきましては血糖値とインシュリンの量を時間ごとに測るという検査。それと、もうひとつは微量アルブミン尿検査です。ということで 2 つの検査について今回、25 年度予算に盛り込んでございます。それと、自己負担についてどうかということですが、従前は住民税課税の方につきましては 1000 円、市民税非課税の方は 500 円、高齢者の方につきましては 700 円という形で 3 区分だったのですが、年齢区分に関係なく課税の方は 700 円、非課税の方は 500 円ということで、市民税の課税の方については 300 円の減額ということでございます。それと、保健推進支援事業費で拡大ということでは東部地区の生涯学習振興会に、新たに 18 万円を予算措置したのですが、従前までは西部地区、西の里地区、大曲地区 3 地区にそれぞれ西部、西の里は 9 万円、大曲地区については 18 万円の補助を行っております。そういった補助を財源としまして、例えば、ゴロツケ大会ですとか各種健康関係のスポーツを実施したり、レクリエーションを実施した部分の補助として使ってもらっております。以上です。

尾崎委員長

木村委員。

木村委員

それでは、特定健診の方で 30 歳代はいままで 40 歳以上と同じような内容ということなのですが、2 次健診については、新たに糖負荷検査とか尿検査を実施するということが、この金額にはどのようになるのか。今回、新たに軽減になった 700 円の金額も 1 次健診と同じような金額なのか伺います。今回 30 歳代が増えたわけですが、30 歳代も含めると全体的に受診率が上がるのか私は不安に思うというか、逆に下がるのではないかと思うのですが、今後、30 歳代に限らずこの受診率向上に向けて、さらに努力と対策に取り組んでいかなければいけないのですがそれについて伺います。

それと、保健衛生推進支援事業に関しては地域ごとに金額が違うのですが、これはどのようにしてこの補助額を決めるのか伺いたいと思います。

尾崎委員長

土山国保医療課長。

土山国保医療課長

初めの 2 次健診の健診料等のことについてお答えいたします。2 次健診につきましては、これは重症化予防策としまして、特定検診を受けた受診結果で早期介入が必要だと思われる方に対する検査になります。この検査の自己負担料金は大体検査料の 2 割程度ということで、いまのところ 2000 円程度を予定しております。

続きまして、30 歳代健診を実施することで、健診率等が下がるのではないかとということでしたが、特定健診につきましては国の基準でございますので、あくまでも 40 歳から 74 歳までの方で受診率というのは確定いたします。30 代健診は早期介入ということ、いま行っている 40 代の健診率というのはとても低くて大体 10%程度なものですから、30 歳から早期に取り組み、検診意識を高めていただくという目的で今回取り組まさせていただきますものです。いま、30 歳代健診につきましては健康推進課のほうでやっておりますので、そちらで受診率が 23 年度で 37 名中、大体 10 名が国保の方ということで非常に低い数字になっておまして、今回、30 代の方に検診のご案内を差し上げることで受診率も同程度に上がるのではないかと考えております。受診率向上対策につきましては、今年度、24 年度につきましては国の補助を受けまして、受診勧奨の電話勧奨とか案内文の送付等で取り組んできております。25 年度につきましても第 2 期の特定検診等計画の実施の最初の年になりますので、受診勧奨につきましては、国庫補助はないですが、同様に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

3 番目の補助金が各地区で違うということにつきましては、もともと、生涯学習振興会ということで市の教育委員会が直営でやっていた部分を各地区にお願いしていた中で、教育委員会からの交付金、国保も補助金という形で出しているわけですが、そのときの教育委員会等が出している予算規模的なものに準じて、負担区分ということで当時 20 万と 10 万という形で分けさせていただいて、それが減額されて、18 万と 9 万という形で 2 区分になってございます。

尾崎委員長

木村委員。

木村委員

あとのほうの部分では事業内容によって、金額が違うという考え方でいいのかということが 1 点。

30 歳代に関しては、いままで健康推進課でやっている 30 歳代健診と一緒に受けるという形でいいのでしょうか。すみません。内容確認をしていないのですが。

それと、2 次健診に関しては重症化を防ぐということだったのですが、特定健診の結果、指導とかを受けた方が、保健師さんから 2 次健診を受けた方がいいですよといわれた方が健診にいったときに、2 割程度助成していただけるという形で、あくまでも受ける、受けないは本人に任せるということでもいいのでしょうか。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

最初に事業費でどうかということなのですが、当時の事業費をはっきりつかんでいないのですが、大半が教育委員会の交付金で賄われていまして、その一部分が国保として地域の健康づくりに役立ててもらおうということで行っておりますので、厳密な意味で総事業費で案分したところまではいってなくて、おおむね教育委員会で補助した分の残り分という形で、ある程度人口規模的なもので大曲にあって、今回東部なのですが、18 万円、西部、西の里地区につきましては、9 万円ということでは、人口規模的な部分で 2 区分にしたと聞いております。

尾崎委員長

土山国保医療課長。

土山国保医療課長

特定健診の関係でございますが、30 代健診につきましては健康推進課でいまやっておりますのは、国民健康保険の方も含めて市民の被扶養者と 30 代の方の健診を対象としまして、いまのところは申し込みを受けてから受診をするという形で、受診希望の方は、市役所に申し込むということが必要になります。また受診料につきましても課税世帯が 3000 円、非課税世帯が 1000 円で、内容につきましては特定健診とほぼ同じというように聞いておりますが、今度、こちらの国保でやるものにつきましては、特定健診 40 代以上の方と同じように市役所から受診券と申しますか、自己負担金を記入した形で特定健診と同じように健診の券をお送りしますので、それをもとに医療機関に申し込んでいただくという形になります。自己負担につきましても、40 代以上の方と同じように課税世帯が 700 円、非課税世帯が 500 円と国保の方については少し、お安くなり負担が軽減されるようになっております。2 次健診につきましては、内容は健診結果でその数値が少し高い方とか、糖尿病と疑われるのではないとか、そういった方について 2 次健診のご案内をしまして、その結果に基づいて保健指導の中で、指導をしたり、病気の危険性がある場合につきましては、診療の受

診勧奨をする等の保健指導に役立てていくというようなものでございます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは1点だけお聞きします。いま木村委員も質問したのですが、特定健診で本年度、24年度まだ年度が終わっていませんが、国の目標65%に向けて取り組んできたと思いますが、現在までの直近の受診率の推移はどうだったのか。昨年の6月の第2回定例会でも、町内会ごとにあと何人受診していただくとあなたの町内会は65%いきますよという具体的な取り組みもされていたと思います。また、きたひろ.TVを利用して映像でも市民に訴えられたということで、この辺の反響はいかがだったのかをお聞きしたいと思います。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

受診率ですが、23年度は速報値ですが30.5%、それに対して24年度は1月末現在ですが、27.5%という形になっています。それで、先ほど課長からも説明しましたとおり24年度、受診率向上対策等に取り組んでいまして、その関係で文書ですとか、あるいはお電話を差し上げて、そういった部分でみなさんから受診をいただいたとか、受診券をなくしたので再発行をしてほしい等の電話が入っております。きたひろ.TVの反響はわかりませんが、そういった事業に取り組むことによって相当数の方に関心をもっていただいておりますので、このままいくと昨年度の30.5%以上はいく予定ということで考えております。

尾崎委員長

土山国保医療課長。

土山国保医療課長

町内会の広報、きたひろ.TVの反響等ということでございますが、町内会の方に回覧をお願いしたところ、一部の町内会の方からはその後、1月、12月現在の受診率はどうなのかという問い合わせがあり、町内会の回覧について、またお願いをするということもあり、それも受診率の向上に今年度は役立っているのではないかと考えております。また、きたひろ.TVにつきましては、いま現在も公開しておりますが、1000回以上とか見た回数が増えているのは確認しておりますので、多くの方に見ていただいているのではないかと思います。25年度につきましても新たに3つは無理ですが、一つずつでも新たなきた

ひろ. TVのものを増やしていきたいと考えております。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは国の対応ですが、65%以下ではペナルティがありますよということでやりましたが、政権交代をしたということもあり、いまの厚生労働省の動きとしてはほんとにペナルティを予定どおりで実施するのか、その辺の動きをどうとらえているのか情報をつかんでいるのであればお聞きをしたい。それともうひとつは、札幌の対がん協会に送迎バスをお願いして春と冬に受診にいらっているのですが、対がん協会のバスの台数等の割り当ての日数の関係もあって、なかなか簡単には増やせないということがあるのですが、25年度以降も送迎バスの日数は変わらないのかどうかお聞きします。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

まず1点目のペナルティの関係ですが、そういった仕組みは変わってはおりませんので、ただ、いまの段階では特定保健指導でほとんどやっていないようなところが対象になっていますので、北広島市の場合は特定保健指導は目標率を超えて実施をしていますので、いまのままで制度が変わらなければペナルティは及ばないのではないかと、いまの段階では考えております。

それと2番目の対がん協会の輸送のバスの関係は、25年度も変わらない状況になってございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

滞納処分あるいは第三者行為納付金について説明をお願いいたします。それと直近の国保の滞納者数、資格証明書発行数、短期保険証発行数等についてお聞かせいただきたいと思っております。

尾崎委員長

中畑主査。

中畑主査

第三者行為納付金についてご説明させていただきます。第三者行為というのは、自分が事故で自損で起こった事故ではなくて、例えば交通事故で第三者の方が絡んでくる場合の制度ですが、その場合国保の医療を使っても構わないのですが、そのあと、過失割合等に応じて相手方に請求ができる制度です。それで、国保で 7 割分は払いますので国保の被保険者が 100%被害者であれば、その 7 割分を相手の保険会社へ請求するという制度で実際、市で民間の委託業者に委託して事務を取り進めている状況です。以上です。

尾崎委員長

川口主査。

川口主査

滞納者数と滞納処分費の内訳についてご説明させていただきたいと思います。平成 24 年度の 2 月 28 日現在の国民健康保険税の滞納者数でございますが、1691 名となっております。次に滞納処分費についてでございますが、この滞納処分費につきましては、差し押さえた動産を換価するときに必要となってくる経費、例えばヤフーオークションにかけますと落札金額の 3%が手数料として、ヤフーに納めなければなりません。この部分は、換価代金からヤフーにお支払いするのではなくて、一旦滞納処分費からヤフーに納めて、換価した代金は滞納処分として、今度は歳入として受けるという形になります。また不動産を公売するとなりますと、当然、不動産の価格を決定しなければいけませんので、この場合につきましても不動産鑑定士に委託をする費用がかかってきますので、これも滞納処分費で一旦支出いたしまして、換価してお金が入りましたら滞納処分費相当分を歳入として受けることとなります。以上です。

尾崎委員長

佐藤主査。

佐藤主査

短期証並びに資格証の交付世帯数についてお答えいたします。今年、平成 25 年 1 月末現在で短期証につきましては 681 世帯、資格証明書につきましては 25 世帯に交付をしております。以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

この滞納処分費はわかりましたが、そうしますと 25 年度も差し押さえ等は、考えてそういう処分を行うという予定ですね。その額が大体 38 万だと 1000 万ぐらいということですか。3%で 38 万 6000 円ということであれば、差し押さえによる収入が大体 1000 万ぐらい考えているということでしょうか。また、この滞納者については 1691 人となると大体 20% 近くになりますかね。加入世帯が大体、8 千、9 千世帯ぐらいですか。滞納世帯数が非常に多いという状況がわかりましたが、短期証の発行数は少し一時期に比べたら減っているのかというように考えますが、このような異常に多い滞納に対して、25 年度はどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

尾崎委員長

川口主査。

川口主査

滞納処分費についてでございますが、その滞納処分費の中で一番大きい比率を占めるのが不動産鑑定料でございます。不動産鑑定料につきましては、だいたい、土地と建物を入れますと二十数万円かかることになっておりますので、その分を計上しております。あくまでも滞納処分費につきましては、滞納処分を最初からありますよという前提で予算を計上しているのではなくて、滞納処分をするかもしれないということから予算計上しております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

あと答弁がないようですから 3 回目の質問をしますが、滞納に対する対応ですが、滞納されている方はおそらく住民税だとかその他の税も滞納をされていると思うのですが、そういったような方々に対して対応を促す場合については何回も聞いていますが、どれを優先に税の納付を促していくのでしょうか。いま申し上げましたように住民税なのか、固定資産税なのか、あるいは国保の中でも介護保険料なのか、医療費関係なのかいろいろありますが、どういうお考えに基づいて納付を促しているのかをお願いします。

尾崎委員長

先ほど、対応策について質問がありましたが、回答がなかったですね。いま肉付けをして同じ質問をされましたので、2 回目の質問ということでお答え願います。川口主査。

川口主査

答弁漏れがございました。25 年度における対応ですが滞納の解消と生活再建の観点から、滞納原因や生活状況等について納税相談を行い、その方の生活状況などを十分に把握して、なぜ滞納に至ったのかということを経験した手法で接触し試みます。ただし、なかなかそのように試みても、無視されるとかせつかくお約束しても、その約束が全く履行されない、不履行になってしまうということになった場合に、税の公平性の観点から財産の差し押さえ処分を行っておりますので、このような方がいないことを望んでおりますので、そのような方向になるように頑張りたいと思っております。私どもは、滞納者の方は相談しづらいということをよく聞くものですから、何とか相談しやすい環境をつくっていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

尾崎委員長

榎本税務課長。

榎本税務課長

ただいまの主査の答弁に若干補足をさせていただきます。板垣委員のご質問の中に国保も含めた市税関係の税目等の差異があるのかというようなご質問もあったかと思えます。それらについては、国保税とそれ以外の市税ということでは、基本的には同一の対応をしております。滞納者の中にたまたま税目として、国保税があるとか、市民税があるとかいうことになってきますが、税目を区分した形での対応は基本的にはしていないということでございます。それと当然、滞納処分においても税目によって区分はしていないということを追加させていただきます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

そういうことであれば過去にも質問しましたが、滞納による本人のペナルティ的な影響ということも随分違いますよね。住民税を滞納していた場合と国保税を滞納していた場合とでは、例えば、国保税滞納の場合には最悪の場合、資格証明書になるわけですし、あるいは短期の保険証だとかというようなことになると。それでひどい場合には、全額負担だとかというような形になるわけですから、そういったような影響考えますと、分納していただく場合には国保だとか、あるいは介護保険料だとか、それを優先するというようなことも必要ではないかと思うのですがその辺についてはどうなんですか。

尾崎委員長

榎本税務課長。

榎本税務課長

いま、委員がおっしゃられたように保険料的な意味での税が国保税ですので、指摘のあった滞納があったり、また、その滞納が繰り返されるような状況になれば、被保険者証を短期にするとか、または資格証に移行するだとかというペナルティが国保においては確かにございます。そのほか市税については特段の強制力を持ったペナルティというのはございません。ですから、なるべく、そういうペナルティが科せられる国保税に対して、重点的に入れていったほうが良いのではないかという考えについては理解できます。このようなことから、なるべく国保税に充当していきたいという思いはありますが、これは分納している納税者の意思もありますので、収納側としてはそういう思いはありますが、国保に重点的にいれるというのは実態としてはいまやっていない状況でございます。以上です。

尾崎委員長

ほかにございますか。以上で、国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

(休 憩)

尾崎委員長

休憩をとき再開いたします。
それでは、午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩	11 時 55 分
再 開	13 時 00 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。次に介護保険特別会計予算の質疑を行います。ちなみに申し上げますと、85 ページから 114 ページであります。質問ある方いらっしゃいますか。田辺委員。

田辺委員

それでは 3 点ほど質問させていただきます。初めに特別会計予算書の 109 ページになります。介護予防住宅改修事業についてですが、この事業は自立と判定された方が、自立だが住宅改修が必要だということで主に 2 次予防の対象者などに住宅改修の上限 9 万円まで

の補助をするという事業ですが、23 年度で 3 件だったのが、次は 45 万円となっているので 5 件ぐらいの予算が組まれていると思うのですが、この事業と実際に認定を受けて要支援、要介護なりの判定が出た方が使う住宅改修の介護保険制度はあるのですが、その辺の住み分け、使い分けというのか、この介護予防住宅改修事業がどのような位置づけになっているのかということをお聞きします。というのは、体が不自由になったりして住宅改修で手すりをつけるためだけに介護認定を受けるという方のことを聞くものですから、この介護予防住宅改修事業との兼ね合いというのは、うちのまちではどうなっているのかお伺いします。

それから、同じく 109 ページの成年後見制度利用支援事業ですが、これは 24 年度から市町村の必須事業となっていますが、いま現在、この事業を担っているは高齢者支援センターが担っているのか、市の高齢者支援課で担っているのかその辺のところをお伺いいたします。

それから、戻りまして 105 ページです。介護保険市特別給付費ですが、これは、お話を聞きますと 25 年度から縮小されるということですが、これは 1 号保険者の 3%までということで、保険料を使って俗にいう、横だしといわれるような市の介護保険のサービスですが、この利用状況と縮小されるに至った理由についてお伺いいたします。

最後にもうひとつ、これは高齢者の住宅政策ということになるかと思うのですが、サービス付高齢者住宅、最近うちのまちでも大変いろいろな地域で増えてきましたが、実態と今後の申し出がある件数、見込みについてお伺いいたします。

大迫副委員長

小林主査。

小林主査

ただいまの質問にお答えいたします。第 1 点目の住宅改修の関係ですが、住宅改修では介護認定、介護保険以外の住宅改修ということで、北広島市の自立援助住宅改修助成事業がございます。これにつきましては、要介護認定で非該当と認定された方で、住宅で日常生活に支障のある方が対象として考えてございます。その場合、非該当と認定された方でさらに、2 次予防対象者の方に限りまして、10 万円を限度にそのうち 9 割を助成する制度でございます。平成 23 年度におきましては 3 件の利用がございましたが、24 年度におきまして 8 件、予算に不足が生じまして流用した中で実施してございます。

大迫副委員長

野切主査。

野切主査

2 点目の成年後見制度利用支援事業についてお答えいたします。成年後見制度の活用に対しての相談業務に関しましては、地域包括支援センターや高齢者支援課の相談担当が、主に相談に応じて活用を促進するような形をとっております。ただ、市長申し立てに至るケースにつきましては、高齢者の場合は高齢者支援課で制度を利用できるように、家庭裁判所に申し立ての手続きを行っております。また、障がい者に関しましては、福祉課で市長申し立ての部分を担当しているという状況であります。以上です。

大迫副委員長

三上主査。

三上主査

介護保険の市特別給付事業についてご説明をさせていただきます。介護保険の市特別給付事業は 4 本のメニューがございますが、そのうち 2 本は平成 17 年の介護保険法改正によりまして、サービスの枠が縮小されたものについて救済措置として一定の経過措置のもとで導入された介護予防支援の訪問介護事業と介護予防支援通所介護事業につきましては、平成 24 年度に入りましてから、利用者が非常に急増している状況がございます。この背景には市内にリハビリ特化型の短時間の通所介護事業所が開設された影響が大きいものとみております。今年度、予算が足りなくなったということもございまして、今回の議会で補正予算も要求させていただいておりますが、そういった介護保険財政に与える影響も少なくないことから、新年度から対象利用者の基準を設定した上で、見直しをして適正な運用を図っていきたいと考えてございます。以上です。

大迫副委員長

小林主査。

小林主査

サービス付き高齢者向け住宅につきましてお答えいたします。平成 23 年度にサービス付き高齢者向け住宅が創設されまして、それ以降市内では 3 件の新設の申請がございます。団地地区 1 カ所、大曲地区 1 カ所、それと東部地区 1 カ所でございます。合計戸数といたしましては新設で 129 戸を予定しております。このうち 1 カ所ですが、団地地区につきましては去年の 10 月にオープンしてございます。残りのものにつきましては、25 年度 4 月以降の予定になってございます。以上です。

大迫副委員長

徳村高齢者支援課長。

徳村高齢者支援課長

介護保険給付の部分と 2 次予防対象者の住宅改修の位置づけについてでございますが、あくまでも介護保険につきましては、介護認定された方が対象者でございます。2 次予防対象者につきましては、介護認定が非該当となった場合で、実際にご自宅でお困りといったような方、2 次予防対象者ではございますが、そういった中での運用を図っているのが現状でございます。以上です。

大迫副委員長

田辺委員。

田辺委員

どうしてお聞きしたかといいますと、先ほどもいいましたように自宅の改修をしたいだけのために認定を受けるとい方がいらっしゃるものですから、例えば、そういう方の場合は、こちらの事業の選択ということも認定を受けないとだめなんですよ。自立と判定されないとこの住宅改修事業は利用できないということでもわかりました。それで、今後、今年もまた増えていくかもしれないという見込みをして予算を組んでいらっしゃるのかどうかをお伺いします。

それから成年後見制度ですが、いまのお話ですと相談は市の支援センターや高齢者支援課でお受けしているということですが、今後、認知症高齢者が増えることが予想されることから、後見制度は利用が増えていくのではないかと思うのですが、啓発はもちろんですが、実際に後見人を利用したいといった場合の具体的な手続といいますか、そういう実務にあたるのは、社会福祉協議会に委託して成年後見センターを開いている市町村も多くなっていると思うのですが、うちのまちの場合は段々と需要が増えてきた場合、どのように対応されていくのか。あくまでもすべて市のほうで担当されていくのかその辺のことをお伺いいたします。

それから市の特別給付ですが、リハビリ特化型のサービスが増えたことによって、財源が足りなくなってきたということでの縮小ということだったのですが、これは本当に、17 年度の改正で介護予防の制度ができてから、回数の制限ということがどうしても月決めになって、本当に必要で利用されている方もこれまでいたと思うのですよね。今後もそういう形の方もたくさん出ていらっしゃると思うのですが、制限をどういう形でされるのかその辺をお伺いいたします。

それから、サービス付き高齢者住宅は、いまのところ、この 3 件のほかにうちのまちに立てるとい予定がないということでもよろしいでしょうか。サービス付き高齢者住宅ですが、いま、高齢者の 1 人暮らしがなかなか難しくなったという中では、実際特別養護老人ホームはたくさん待機者がいてなかなか入ることができないですし、有料老人ホームというのも値段はいろいろですが、結構金額がかかります。そういう意味で、ある程度の金額

で入れる安いといってもそれなりですが、そういう有料老人ホームのような、安価の有料老人ホームということで入所、入居を希望される方も多いと聞きますが、ただこの施設は住所地特例というのがないと聞いたのですが、例えば札幌に建てるよりも北広島の方が不動産状況とかが安く建てられるのでたくさんうちのまちにできてしまうということになりますと、施設の中には居宅介護支援とかディサービスとか介護サービス、訪問介護など介護サービスも付属されている施設も多いと聞きますが、たくさんできると介護保険財政を圧迫することにも繋がっていくと思うのですが、この辺についてどういう見解をお持ちか伺います。

大迫副委員長

小林主査。

小林主査

1 点目の住宅改修の予算についてですが、これにつきましては、住宅改修の申請件数ですが例年、増減がございますので、平成 25 年度予算につきましては、例年並の 5 件を予定してございます。

大迫副委員長

野切主査。

野切主査

成年後見制度の需要が増えた場合の体制整備についてですが、認知症の方の増加ですとか、また後見人などの担い手の人材育成なども現在課題となっているところでありますし、また対象者も高齢者だけではなくて障がい者の方だったり、成年後見と併用する日常生活自立支援事業等もございますので、横断的な対応や総合的な対応が必要なところであります。単独で担うというよりも、関係機関と連携をしながらどんな体制がいいのかを検討し、方向性をここ 1、2 年で、導き出したいと思っているところです。以上です。

大迫副委員長

三上主査。

三上主査

私からは市の特別給付についてご答弁申し上げます。いま、現在私どもで検討している内容としましては、介護認定の更新の結果として、要介護から要支援になったことよって、回数制限がされるという方。それと主たる介護者の入院等によって生活環境に大きな変化があった方、それから、虐待の疑い等を含めて、家庭環境に問題のある方、それから 2

号被保険者で短期的に集中的に機能回復訓練を行うことによって、状態の改善が見込める方、以上のようなことで検討しております。以上です。

大迫副委員長

徳村高齢者支援課長。

徳村高齢者支援課長

サービス付き高齢者向け住宅の今後の見込み、またさらに増えることによる介護保険への影響について申し上げます。サービス付き高齢者向け住宅は今後登録されるだろうと思われる計画がございますのは、緑陽小学校跡地に 31 戸予定がございます。それ以外については、現在のところ把握しておりません。それから、このサービス付高齢者向け住宅が増えることによって、市の介護保険財政に与える影響についてですが、近年と申しますか、道内中核市には相当な戸数がいま現在建っている状況でございます。その中で、所在市におきましては、やはり田辺委員おっしゃるとおり介護保険への影響と申しますのは、介護の必要の方がそれなりの数の方が転入になりますので、介護保険にかなりの影響を与えるといったことが多々ございまして、その辺も市長会で議論になった経緯もございまして、我が市にとりましても当然、過度な建設に当たっては注意しなければいけないというふうを考えてございます。以上です。

大迫副委員長

田辺委員。

田辺委員

いまのお答えに対してですが、このサービス付き高齢者向け住宅というのはどちらかというと営利企業が多いといえますか、これまでも、不動産ですとか建築ですとか、いろいろな異業種からの参入が多いというようにいわれています。思い出しますのは、以前うちのまちでも大曲の高齢者共同住宅があって、いろんなことが問題になって高齢者の方たちが追い出されたといえますか、いくところがなくなってたらい回しにされたというようなことがありましたので、ここは地域密着型でもないんですし、地域密着型だと市にも監督責任というのがあると思いますが、なかなか、中の様子を監査することは難しいのではないかと思うのですが、その辺の監督というか、実施指導みたいなそういうような中の内容について市がどの程度、かかわることができるのかその辺のことをお伺いしたいと思います。

それから成年後見制度ですが、本当にこれから必要性がすごく多くなってくる事業だと思っておりますので、啓発も含めてそんなに高いハードルではなくて、本当に判断ができなくなる前に準備をしていくことも大切だということを是非市民の方にも広くわかってもらえる

ようにしていただきたいのと、それと、後見人ということの育成ということを先ほどおっしゃいましたが、本当に実際にお金のある方は弁護士さんとか、いろんな方をお願いすることができると思うのですが、認知症になって財産も少ないという方は、本当にいろんなことで不利益を被ることが多くなると思いますので、市民後見人ということもなかなか難しいという話しも聞きますが、そういう後見のことも是非考えていただきたいと思います。答弁はサービス付き高齢者向け住宅のことについてだけお答えをお願いします。

大迫副委員長

徳村高齢者支援課長。

徳村高齢者支援課長

サービス付き高齢者向け住宅の監督権と申しますか、その点についてでございますが、これは市の監督権は当然ございません。監督権については北海道でございます。そういった関係で、調査権も北海道でございますので、何か私どもが見る中でおかしいと思われる点については北海道と連携して是正するなり悪質なものがあれば、その辺を正していきたいと考えております。以上です。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。板垣委員。

板垣委員

それでは、介護保険全般のことについてお伺いいたしますが、いま、第 5 期事業計画中ですが、この 24 年度から始まった第 5 期の介護保険事業の進捗状況がどうなのかお伺いいたします。ハード面では、例えば特養をつくるだとか、その他いろいろあったかと思いません。

それからあと、保険料の点では 3800 円ということでの据え置きですが、これが今後どういう見通しかまだ 1 年も経過していない中で難しいかもしれませんが、どういう状況であるのか準備基金の積み立て状況等も含めてお聞きします。

大迫副委員長

徳村高齢者支援課長。

徳村高齢者支援課長

介護保険事業の全般についてというご質問でございます。先にハード面ということでは、特別養護老人ホーム、それからグループホームの事業者選定ということで、来年度のグループホームの開設、また特別養護老人ホームについては 26 年度開設といったことになってございます。グループホームの緑陽小学校のところは、26 年度といったところでございます。

介護保険料の見通しといたしますか、24 年度始まったばかりでございますが、先に基金の関係もでございますが、介護保険の給付費が相当伸びてございます。実際に 3800 円で据え置いて、基金が年度当初約 2 億円弱ですがそれを 3 カ年で使って、何とかここを乗り越えようといったところが 3800 円でございます。いま、実際に進めていく中で、先にこのたびの定例会においても補正予算も組んでございます。4800 万円ほど補助費がたりないといった状況になってございます。いま現在見える中では、確かに基金で何とかやっ払いこうと第 5 期介護保険事業計画を進めていますが、それを少し超えていくだろうというふうに見えてきてございます。正直なところ、3800 円というのは非常に厳しい金額ですが、私どもは第 5 期介護保険事業計画を作る中で、何とかご負担のない中で進めようとした経過がございますが、給付費につきましては非常に厳しい状況にあるといったところでございます。以上でございます。

大迫副委員長

板垣委員。

板垣委員

今後について、国もさらなる制度改定をしようとしているというような報道も見受けられるのですが、その国の動向についてどうですか。

大迫副委員長

徳村高齢者支援課長。

徳村高齢者支援課長

国の動向でございますが、私どもも同じく報道等で知る範囲、厚生労働省のホームページで知る範囲でございますが、非常にこれからの第 6 期介護保険事業計画に向けて、今、全国平均 5000 円の介護保険料をこれが、このままいけば 8000 円超えるだろうといったことでいわれております。その中で、国がやっているのは効率的な給付、効果的な給付といったことで重点化を図ろうといったところでございます。方向性を見れば、介護予防給付の方にはかなり厳しいことが出てくるのかなということは予想されます。それと、その自己負担額をどのような形で上げていくかというようなことも今後検討がされるといったところで、第 6 期に向けて相当注意していかなければいけないと考えてございます。以上です。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。藤田委員。

藤田委員

1 点だけお聞きをいたします。109 ページ認知症の支えあい事業ですが、認知症のサポーター養成講座も市で取り組んでやっていて、市職員も全員受けていると思いますが、先日、教育委員会に確認をしましたら、教育現場、学校現場では指導要領、総合学習の中で特にこの認知症のサポーター養成講座ですとか、認知症の授業は特に考えていないということですが、高齢者支援課としては小・中学生への啓蒙活動といいますか、そういったものに関して今後どのように取り組んでいこうと考えているのかお聞きをします。

それともうひとつ身近な例でいきますと、高齢者等々に業務として接する機会が一番多いのは、民生児童委員さんとか福祉委員会の方、また町内会の役員もそうなるのかなと思うのですが、こういった方々への認知症のサポーター養成講座への働きかけ等は、今後どのようにしていこうと考えているのかお聞きします。

大迫副委員長

野切主査。

野切主査

認知症サポーター養成講座についてお答えいたします。現在のところ、小・中学校の講座に関しましては、毎年西部小学校では実施しているところではございます。学校の総合学習の計画等も含めて、もし取り入れていただけるのであれば、学校にも働きかけをしていきたいと思っているところでございます。それと、民生委員、福祉委員会に関しましては、今年度も第 1 住区福祉委員会の方にもサポーター講座ということで実施させていただいておりますので、引き続き全部の福祉委員会や民生委員に回るということは難しい部分もあるかもしれないのですが、少しずつ周知をして働きかけていきたいと思っております。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。いま、例として西部小学校で取り組んでいるということでお話がありましたが、これは各小学校の校長先生の判断がありますので、押し付けはできないと思いますが、積極的に取り組んでいる小学校があるということで、西部小とか西部中に関しては救急救命講習等も含めて人権教育等に非常に熱心に取り組んでいる地域もあります。こういうものはぜひとも広げていくべきでないかなと思います。押し付けはできないと思いますが、やはり小中学校のときからきちっと学んでおくということはおおいに役立つと思いますので、そういう面では市内でよく連携を図っていただきたいということで、もし、見解

があればお聞きします。

大迫副委員長

野切主査。

野切主査

サポーター講座を担う北広島市のキャラバンメイトの方と、こちらも事務局を担っていますので相談させていただきながら、小中学校の教育部門ですとか、総合学習に関しては社会福祉協議会等がかかわっているかと思しますので、そちらにも現状などを確認しながら、周知を積極的にしていきたいと思えます。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。以上で介護保険特別会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 30 分

再 開 13 時 31 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。ちなみに申し上げますと、115 ページから 131 ページであります。質問のある方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり。)

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 13 時 32 分

再 開 13 時 34 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、下水道事業特別会計予算の質疑を行います。ちなみに申し上げますと、35 ページから 66 ページでございます。質問のある方いらっしゃいますか。藤田委員。

藤田委員

1 点だけ毎年聞いていますが、53 ページの下水道雨水、污水管整備事業で、24 年度、まだ年度は終わっていませんが、雨水管の整備率はどこまで進んだのか。それから 25 年度の予算からいくと 25 年度が終わるとどの程度まで整備が進むのかお聞きいたします。

大迫副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 34 分

再 開 13 時 36 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。小田島主査。

小田島主査

雨水管の整備率の関係ですが、平成 23 年度末で 76.1%であります。平成 22 年度末は、大体 79%だったのですが、輪厚の工業団地の整備に伴い、区域面積が増えたため、減少しております。あと、本年度、輪厚工業団地の整備が終わりますので、雨水管整備事業については今年度末で 79.8%になる予定です。以上です。

大迫副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 37 分

再 開 13 時 38 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。小田嶋主査。

小田嶋主査

25 年度末の見込みは 79.9%になる予定です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。それでは確認で輪厚工業団地の下水道事業は 24 年度で全部終わったのかどうかという点が 1 点。

それからもう 1 点。下水道普及率は 90 数%ということで、ほとんどもう整備が終わっていると思いますが、雨水に関しては、基本的に道路改良と一緒にということで、道路改良とセットなものですから、それに合わせながらの進捗率になると思うのですが、担当の下水道としては将来、何%までこの雨水整備率を持っていこうとしているのか、パーセンテージと予定年度が決まっているのであればお答えください。

大迫副委員長

小田嶋主査。

小田嶋主査

輪厚工業団地の下水道整備ですが、工事自体は今年度で完了いたします。引継ぎのほうですが、今年の 6 月ぐらいに下水道に引き継ぎ予定であります。雨水管の整備目標ですが、いまのところは具体的な数字は出ていません。

大迫副委員長

登尾下水道課長。

登尾下水道課長

雨水管の将来的な整備目標ですが、23 年度に策定しました下水道中期ビジョンで、目標年次平成 33 年までの目標ですが、雨水管整備率 80%を目指すということで計画しております。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

以上で下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 34 分

再 開 13 時 41 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に水道事業会計予算の質疑を行います。質問ある方いらっしゃいますか。武田委員。

武田委員

1 点だけお伺いをいたします。予算書は 23 ページ政策事業一覧、42 ページ配水管の改良事業についてお伺いをいたします。政策経費事業一覧を確認しますと老朽管更新事業計画に基づき、老朽化した既存の配水管を更新する事業ということで書いてございます。25 年度の事業実施により老朽管の更新事業計画の進捗率はどのぐらいになるのかをお伺いをいたします。

大迫副委員長

水谷主査。

水谷主査

ただいまのご質問にありました配水管の老朽管更新事業計画については、平成 14 年から 33 年までの約 20 年間でおおむね 100 キロメートルを配水管の更新をする計画でございます。進捗状況ですが、平成 23 年は約 54%、今年度 24 年度は約 5 キロを施工しており約 59%、さらに 25 年度、来年度ですが、約 6 キロの施工を予定しており、その時点における予定の進捗率は約 65%ということでございます。以上です。

大迫副委員長

武田委員。

武田委員

この質問をするに当たって、ことしの 2 月 10 日に網走市で水道管の漏水事故によりまして、断水が 2 日間も続くという全国放送で流れるぐらいの断水事故が起きました。非常に市民の方は不自由をしたのではないかとこのように考えます。水道は重要なライフラインでございます。市民の皆様が安心して暮らせるように、今後ともこの継続的な配水管の事業を進めていただきたいと思います。これは要望ですのでどうぞよろしくお願いをいたします。以上で終わります。

大迫副委員長

板垣委員。

板垣委員

附属資料に基づいて、41 ページになりますが、休日の給水サービス業務委託、上下水道料金収納業務委託、それらについてお伺いいたします。関連をするのですが、この事業は

資料によりますと、土日、祝日、年末年始における給水サービスということですが、緊急時、災害時のその給水サービス等については、どのようになっているのかをお伺いをいたします。

それから、上下水道料金収納の事業内容として滞納整理を実施するとありますが、これはどういうことなのかお聞きいたします。

大迫副委員長

藤本主査。

藤本主査

休日等サービス委託の内容でございますが、基本的には土日、祝祭日、役所の閉庁のときにお客さまのほうで漏水とかがあったときに、対応できる業者ということでの委託になっております。災害時の対応についてはこの中には含まれてはおりません。以上です。

大迫副委員長

藤嶋業務課長。

藤嶋業務課長

私のほうからは休日等給水サービスの関係で、災害時にどのようなサービスがあるのかというようなお話であります。大きな災害があった場合は日本水道協会というところを通じまして協定を結んでおります。市内的には北広島市管工事協会さんと協定を結んでおりまして、主に北広島市管工事協会さんが休日等給水サービスを行っておりますので、その協定の中で災害時は応急給水などの対応をすることになります。以上です。

続きまして、上下水道料金の収納業務の関係で、滞納整理を実施するというところの部分でございますが、滞納整理につきましては、ある程度水道の料金担当の職員が出納員 3 名へ指示できるまで前捌きをいたしまして、収納員 3 名の方々に料金の徴収をお願いしております。以上です。

大迫副委員長

板垣委員。

板垣委員

災害時の給水サービスについてですが、3.11 東日本大震災でどういうことを学ばれたのでしょうか。私も昨年、被災地を訪問していろいろ勉強してきました。福島県の浪江の隣町の二本松市の人口はうちと同じ 6 万人くらいだったと思いますが、ここでは協定を結んでいた長野県駒ヶ根市から給水車を 2 台、翌々日の 3 月 31 日に協定に基づいて派遣してい

ただいて、大変助かったというようなことを職員の方は説明をされておりましたが、そういう緊急時のこの給水体制、これは水道協会と協定を結んでいるから大丈夫だとまさかそれですべて安心だと思っているわけではないと思いますが、緊急時のそういった給水体制を私は当市においても数台の給水車等は常備しておく必要があるのではないかとということをお願いしたいのですが、その件についてどうお考えなのか。

水道料金収納業務委託についてはちょっと耳を疑ったのですが、前捌きを職員がしてそれで料金徴収に委託業者がいくということは、これはどういうことなんでしょうかね。納入の促進も含めて委託しているというような書き方ですが、これは本末転倒ではないですか。

大迫副委員長

藤嶋業務課長。

藤嶋業務課長

東日本大震災のころのお話をいたしますが、その当時、日本全国の仲間であります水道事業の関係者が、大変なことが起きたということで協定に基づいて被災地へはせ参じております。道内の各市町村の水道事業者においてもまた同じであります。北広島市におきましては日本水道協会北海道地方支部が準備をいたしまして、札幌市を中心に順番に対応しておりましたが、北広島市の順番のころには、ある程度応急復旧が終了したということで東日本大震災当時は結果的にはいけなかったということがありました。それを受けまして、翌年度、北広島市管工事協会と一緒に防災訓練を実施しております。また、タンク車につきましては、水道事業として常備しているのは 1 台ございます。水道管理センターのところに給水タンクがありますが常時フルに使えるのは 1 台ということです。あと大きな災害になりましたら、北広島市管工事協会の事業者と協定結んでおりますので、業者からトラックを借りましてタンクを乗せて応急給水を実施することになっております。

続きまして、先ほどの料金収納業務の委託に関しましてのお話しですが、基本的には水道事業のところで未納者に対しまして、督促や催告または個別対応の徴収等の手続をいたしまして、その部分で窓口にはこられない人を含めまして、収納員 3 名の体制で徴収をしております。そのときには、一応前捌きといたしまして、どういう家庭なのかを含めまして家庭状況等を把握しながら、個々にある程度収納員が対応できる状況まで準備をいたしまして、料金担当職員の指示に基づき収納員 3 名が各家庭に出向き料金をいただいているというような内容になっております。以上です。

大迫副委員長

板垣委員。

板垣委員

3名の収納員がお宅を訪問して収納できなかった場合はどうするのか。収納できなければ、それきりなのですか。市の職員のそれ以上の対応はないのかお伺いします。

大迫副委員長

藤嶋業務課長。

藤嶋業務課長

出納員が対応できない場合には、収納員 3 名から出納情報などを確認しながら料金担当の者がその後個別にケースに当たっております。その中でやはりなかなか払いきれないような方々につきましては、特別催告のようなことを年 3 回ほど実施いたします。その中で特にチームを編成いたしまして、料金担当のものが出向いたり、電話等を行いながら収納の実績を積んでいるというのが実態でございます。以上です。

大迫副委員長

中野委員。

中野委員

第 5 期拡張事業ということで現在行われていますが、平成 23 年度は施設整備で 1 億 3700 万円ほど使って、西の里の配水地連絡管敷設工事、水道管理センターの外構工事とか施設改良では 2 億 2500 万円。輪厚大曲配水管移設、団地配水管改良工事等が行われていますが、25 年度予算もほぼ同じ金額が計上されていますね。これは毎年、約 3 億 5000 万円前後の事業となっておりますが、先ほどもこれからのことを若干触れていましたが、いま、上水道はどのような状況になっていますか。どのような状況というのは、今後、基本的にはどういう工事を積み重ねていくのか。現在の北広島市の水道事業の状況を知りたいのでお伺いしたい。

2 つ目ですが、出資金が 2059 万 8000 円。これは、貸借対照表には載っていないのですが、この出資金は貸借対照表に資産の分に載るのではでないかと思いますが、私は詳しいのはわかりませんが、いままでの出資金がどのくらいあるのか、どのくらい出資したのかその辺を教えてくださいたいと思います。それで、今回の予算にもシューパロの関係で 5000 万円ほど計上されていますよね。いわゆる、平成 16 年以前の施設の減価償却ということで 62 億円起債の元利償還、62 億円、全体がある中で北広島市は 16 億 7000 万円。それで毎年 5000 万くらい払っているということになりますが、問題は 16 年以降のいわゆる資産価値というか起債というのか、それはどのくらいあるのか。それをなぜ聞くのかというとシューパロダムをつくることによって、お金がかかったから借金もしたからそのお金を払うのには、大変な額だから、水道料金に上乗せするとすると厳しいので、一般会計から 16 億 7000 万

円を払うということになっていますね。そうすると、16 年以降も元利償還金はどのくらいになるのだろうか。私はシューパロダムの関係で水道料金が値上げされるとなれば、このシューパロダムの残っている資産の原価償却費ですか、値上げの根拠としてこの分が上乘せされるのではないかと。その他シューパロダムをやる場合に現在の東部水道企業団以外に人件費等の費用もかかるのだろうか。この辺は、どのようになっているかお願いします。それから給水原価ですが、1 立方メートル当たり原価は 211 円 60 銭、売値は 212 円 30 銭で 70 銭の儲け、利益ということになって計算されていますが、私の記憶で間違っているかもしれませんが、北広島の水道料金が高かったので以前はこの原価に上乘せをして、原価 211 円かかったが、そのうちの例えば、10 円でも 20 円でも市の方で負担をすると売値を安くするというをやっていたようですが、いま私がいった原価と売値の金額は何も操作しないでそのものずばりですか。水道事業会計を見るといわゆる純利益というのは、平成 21 年度では 5705 万 7000 円、22 年度は 1 億 1011 万 2000 円、23 年度は 6833 万 9000 円と非常に利益を得ている。安定的な水道事業が行われている。そこで、貸借対照表を見てみると資本剰余金が 56 億円、利益剰余金が 10 億円あって合計で 66 億円という剰余金がある。これは毎年のように儲けが出るものだから剰余金処理をする。貯めていくわけですね。現在 66 億円もあるのなら、このお金は将来的に何に使うのか。この 66 億円というのは適正なんだろうか。その辺が私としては疑問を持つわけです。以上 4 点を質問しますので、回答をお願いします。

大迫副委員長

池野水道施設課長。

池野水道施設課長

第 5 期拡張事業及び配水管改良事業についてお答えいたします。第 5 期拡張事業の今後の事業予定ですが、西の里配水池の耐震診断の結果、耐震補強が必要だという結果が出ておりました、来年度それに関する設計委託を予定しております。財政計画では平成 27 年度から耐震補強工事を予定しております。構造的な施設については、5 期拡張事業ではこれが最後となりまして、あとは、未普及のところ大曲地区、輪厚地区、仁別地区、三島地区などの配水管の整備が残事業として残っております。改良事業につきましては、老朽管更新事業で塩ビ管の更新事業やっております、そのほかの幹線管路である送水管ですとか太い配水管については、現在調査を実施し劣化度を確認しております。昨年度、水道ビジョンを作成しております、財産上の耐用年数 40 年を 60 年としておりますが、土質等の関係で劣化が激しい場合は、先行して入れ替える予定でおりますので、調査の結果いかんによっては今後とも幹線管路の入れかえを実施していく予定でございます。その他の施設につきましては、水道ビジョンに基きまして電気施設、機械施設が耐用年数を迎えておりますので、平成 26 年度からの財政計画の中で更新計画を策定して今後、更新していく形に

なります。以上です。

大迫副委員長

藤嶋業務課長。

藤嶋業務課長

漁川ダムと夕張シューパロダム等の出資金の関係についてお答えいたします。まず漁川水系の関係でございますが、25 年度で最終年度を迎えます。25 年度につきましては、元金利子を含めまして 38 万 3000 円ほど計上されております。今まで漁川の部分でいくら支払ったのかということでございますが、10 億 9548 万 4000 円ほど漁川ダム関係で水源の対策と広域の対策で支払っているということになっております。続きまして、夕張シューパロダム等につきましてお答えいたします。ダム本体のお金につきましては、25 年と 26 年度を予定していると聞いております。25 年度につきましては、ダム本体が 1755 万 5000 円、道央注水工の部分につきましては 266 万円ほどで合計 2021 万 5000 円というようなことになっております。26 年度につきましては最後の清算の年になりますので、どのような金額になるかというのは清算いたしますので額は確定しておりませんが、26 年度を終了いたしまして限度額としては、ダム本体で 3 億 5019 万 8000 円。道央注水工の関係が 4539 万 4000 円、合わせまして、3 億 9559 万 2000 円という結果になるのではないのかなと聞いております。出資金が水道事業の予算になぜ載らないのかということかと思いますが、方法として 2 通りございます。一般会計から水道事業にお金を入れて、水道事業から事業団に出資する方法と、直接一般会計が事業団に出資するという 2 通りの方法が考えられますが、北広島市においては一般会計から直接お金を出すという方法を選んでおります。以上です。続きまして、先ほどの貸借対照表の関係で、剰余金の財源があるのだから水道料金は下げられないのかというような趣旨のお話だったかと思えます。貸借対照表の剰余金につきましては 2 種類ございます。資本剰余金と利益剰余金 2 種類がございます。剰余金という名前ですが、誤解を生じやすいのですが、決して余っているお金ではございません。資本剰余金につきましては、4 種類ほどございまして、受贈財産評価額、工事負担金、加入金、その他資本剰余金となっております。この部分の数字ですが、実際どこにいつているかといいますと、ほとんどが、固定資産に財源充当されています。ということでタイムラグはございますが、資本剰余金に関しましては現金が手元にあるということではございません。次に利益剰余金の関係がございますが、種類は減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、あと当年度未処分利益剰余金の 4 種類です。この部分は基本的に現金がございます。24 年度の見込みでお話ししますと大体、利益剰余金といたしましては、10 億 1900 万ほど予算書の 16 ページに書いておりますが、この辺の金額で推移をするのではないのかなと思っております。この部分のお金の趣旨でございますが、減債積立金は 4 条予算の企業債の元金の返済に充てるもので、用途が決まっております。利益積立金に関しましては、3 条予算でもし、

赤字になった場合の部分ということでその補填財源としての積立金でございます。建設改良積立金の部分につきましては、4 条予算で水道施設などを新設するまたは、改良するときのための建設改良の積立金でございます。この利益剰余金部分につきましては虎の子の財源でございます。この部分を持って、水道料金の改定はできないのかというような趣旨でございますが、目の前に夕張シューパロダムを受水費の話がございます。27 年度から、新しい 2800 トンの部分の夕張シューパロダムの責任水量を支払っていくということになります。この部分で、主に赤字になるのではないのかなというふうに予測を立てておりますので、利益積立金についてはこの赤字の部分の補てんに、充てていきたいと考えております。あと減債積立金の部分につきましては、減価償却費等が増えておりますので、この部分との見合いで結果的に 4 条予算で財源が不足するときに内部留保資金として減価償却費をあてがっておりますが、最終的に財源が不足するというような状況が現在予測されておりますので、このときに減債の元金の返還金に充てていこうという計画で、23、24、25 年の財政計画の中ではそういう形になっております。今後 27 年度の新規の受水費の支払いが出てきたときにどうなのかということで、25 年度に次期財政計画を策定する予定でございます。この財政計画の中で、具体的にどのような形になるのかということを検討していきたいというふうに考えております。現時点におきましては、10 億円ぐらいの財源がございますが、使途が決まっておりますので、現段階においては値下げの部分については考えにくいのではないかと考えております。以上です。

大迫副委員長

中野委員。

中野委員

詳しい説明ありがとうございました。それでいまも出ましたが、シューパロダムの関係の 1800 トン、ちょっとその辺がわからないのですね。シューパロダムから取る 1800 トン分がさらに負担として増えてくるのかどうなのかね。そのため、私がさっきいったように平成 16 年以前の資産、借金の分を一般会計から出しますよね。そうすると私がさっきいったように、残る 16 年以降の資産、借入金などの支払いの分が上乘せになるのですかと聞いているのですよ。そうすると、その資産はどのぐらいなのかと。来年度、財政計画を作るといっていますが、財政計画を作った段階で 27 年から水道料金ががばっと上がるようなそういうようなやり方は困るよ。いまの段階から、どのような状況なのかということを上げるのであればどの程度かということも含めて、やっぱり市民に事前に知らせる必要があるのではないですか、いまの段階では何もわからないのか。例えば、引き上げなければならぬという方向が出るのか、出ないのか。それはどうなんですか。さっきもこれを聞いたのですが、211 円 60 銭と 212 円 30 銭の関係でこれはそのまま向こうから、原価がこれだからということで前に聞いたときは、原価がまだ高かったはずだよね。例えば、売価が

212 円になっていたら、原価が例えば 250 円となっていたとして、30 円は市で負担して、市民には安く提供したということがあるのではないですか。これはなかったですかその辺を教えてください。

大迫副委員長

深尾水道部長。

深尾水道部長

料金の関係でお答えをします。今回一般会計から石狩東部広域水道企業団に負担をするお金というのは、平成 8 年度からシューパロダムの関係で出資をしているわけですが、平成 8 年の当初計画を平成 16 年度に水量の見直しを行いまして、水量を当初計画の 3 分の 1 ぐらいにしたわけです。北広島市の場合は、1 万 6000 トンから 2800 トンにしたわけです。その水量の差分について、各構成団体に負担をしていくこととなります。受水費用については、いま、石狩東部広域水道企業団で料金算定会議を開いているのですが、新しいダムからの受水費用はまだ決まっておりません。平成 27 年度から受水が始まるということですが、27 年の早い時期にはおそらく、企業団で財政計画を立てると思うのですが、その時点ではっきりした額が決まると思います。ただ、今の市の財政計画においては推定値で載せているわけですが、来年度市の財政計画の見直しをいたしますが、その時点で額は確定しているかどうかはまだわからない状況です。シューパロダムについては、いま、試験湛水ということで、おそらくダムの管理費等もこの水道料金の中に入ってくるものと思っております。広域の拡張事業費、浄水場をつくったお金と送水管を新たに敷設したお金と維持管理費ですね。そういう経費が入ってきて料金が算定されますが、いまの段階ではまだ確定はしておりません。今の漁川ダムからの受水料金より上がるだろうということは想定されます。何回もお話しをしてくれていますが、収支の見直しを図って、水道の人員体制も見直しをしながら、来年度は 1 名を減らしまして 21 名体制としております。さらに削減できるものは削減しながら、進めていきたいと考えております。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。藤田委員。

藤田委員

毎年聞いているのですが確認をします。水道のコンビニ収納の比率ですが、24 年度はどのくらいいきそうなのかお聞きをしたいと思います。それから、今年度はまだ終わっていませんが、先ほど板垣委員からも滞納の話が出ておりましたが、水道の給水停止があったのかどうなのか。また、あった場合、どのような対応を市として取られたのか、この 2 点をお聞きします。

大迫副委員長

松岡主査。

松岡主査

それでは、いまのご質問でコンビニ収納の部分からお答えいたします。今年度、2月の段階で実数としては、2万8888件あります。3月分を足しますと予想ですが、大体3万弱かと思われます。ちなみに23年度が、3万671件ありました。大体同じくらいの数字に落ち着くのではないかと思います。それと比率の関係ですが、コンビニの場合も自主納付といひまして、みずから自分で支払う、口座引きに対して自分で支払うという形ですが、自主納付の中で、大体62%がコンビニのご利用という形になっております。

あと、滞納整理ですね。先ほども回答の中でありましたが、年3回ほど催告等を行っております。それで、6月の終わりぐらいと、10月の終わりぐらいに給水停止も含めたような形の催告、滞納整理に取り組んでおります。それで、24年の第1回目、6月の終わりぐらいでこちらで実際に給水停止に至ったのが16件ありました。それと第2回目の10月の終わりのほうですが、21件ありました。両方の場合も私たちが事前にいろいろとお支払いしていただくような方法とりまして、電話、文書、訪問等をさせていただいて、その中でなかなか応じていただけなかったというような場合には、給水停止という形になりました。ただし、給水停止にしてもそのままというわけではなくて、当然その中でも、収納に関して相談に応じながら、そして給水停止したところは、開けるような形で対応しております。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。給水停止は6月16件、10月で21件ですが、内訳として、個人のお宅の給水停止とか企業等、商店、商売等をしている関係での給水停止の内訳はどうだったのか。それから特に個人のお宅で水道が止まるということは、そのあと水道料金を払って、給水再開という方もあれば、払えなくてそのまま停止したままというケースもあると思うのですが、特にその停止したままのケースの場合は生活に支障はきたす等々、場合によってはそこに住み続けること自体に支障がくると当然予想されるわけですが、その辺は福祉課との連携だとか、そういった面ではどのような対応をされてきたのか説明できる範囲でお答えください。

大迫副委員長

松岡主査。

松岡主査

先ほどの数字の中では企業とかは入っておりません。一般家庭でした。それと、先ほどの回答で足りなかったのかもしれませんが、給水停止をしてもまもなく開けましたと。その中には当然、支払っていただいたものもあれば、いついつまでの支払いを確約の上でというような形で行っております。それで、閉めっぱなしでというのはこちらではありませんでした。以上です。

大迫副委員長

藤嶋業務課長。

藤嶋業務課長

先ほどの給水停止と滞納の関係で若干、補足をさせていただきますが、ライフラインでございますので、最終的にやむを得ず止めるような事態になるかと思えます。この部分に関しましては、平成 12 年 4 月 13 日と平成 24 年 5 月 9 日に、孤独死などの事件があったということもありまして、厚生労働省から全国の水道事業に福祉部局との十分な連携、連絡体制を取りながら、今後引き続き、きちんと対応してほしいというような通知が出ております。これを受けまして、平成 12 年当時から水道におきましては、福祉関連部局と連携を取りながら対応しているという実態でございます。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

確認で最後に給水停止になった方で福祉課との連携をとって 24 年度の中で、福祉課との連携の中で生活保護に至ったケースがあったのか、なかったのか。そこだけ最後に聞いて終わります。

大迫副委員長

松岡主査。

松岡主査

給水停止をしたことによって生活保護に至ったのかというご質問かと思いますが、今回の場合はこの数字の中にはありません。これとは別に、いろいろと相談を受けている中で、そういう制度もありますよというようなお話をする場合もありますが、今回のこの数字の中にはありません。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

以上で水道事業会計予算の質疑をおわります。

以上で予定した議案の質疑はすべて終了いたしました。

なお、総括質疑を行う場合は 13 日午後 3 時までに文書で通告書を提出してください。

また、3 月 19 日午前 10 時からの予算審査特別委員会では、総括質疑のあと討論、採決を行います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

おつかれさまでございました。

14 時 26 分 終了